

決 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 平成24年 9月20日 (木) 午前 9時30分 開会
午後 6時08分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 203・204会議室

3. 出席した委員

委員長	寺 田 惣 一
副委員長	溝 口 幸 夫
委 員	辻 村 美智子
”	岡 本 吉 司
”	朝 岡 佐一郎
”	西 井 覚
”	吉 村 優 子
”	白 石 栄 一

欠席した委員 委 員 中 川 佳 三

4. 委員以外の出席議員

議 長	西 川 弥三郎
議 員	春 木 孝 祐
”	南 要

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥
副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親
企画部長	田 中 茂 博
人事課長	吉 村 孝 博
企画政策課長	和 田 正 彦
情報推進課長	米 井 英 規
総務部長	河 合 良 則
総務財政課長	山 本 眞 義
” 主幹	安 川 誠
生活安全課長	菊 江 博 友
税務課長	西 村 佳代子

収納促進課長	邨	田	康	司
市民生活部長	生	野	吉	秀
市民窓口課長	西	川	佳	嗣
保険課長	中	嶋	卓	也
環境課長	大	谷		肇
新炉建設準備室長	芳	野	隆	一
新庄クリーンセンター所長				
	増	井	良	之
當麻クリーンセンター所長				
	高	橋	一	馬
人権政策課長	川	井	高	久
保健福祉部長	吉	川	光	俊
社会福祉課長	西	川	佳	伸
長寿福祉課長	門	口	尚	弘
子育て福祉課	岡		幸	子
健康増進課長	水	原	正	義
都市整備部長	矢	間	孝	司
都市整備部理事	中		裕	晃
都市計画課長	松	村	吉	章
建設課長	石	田	勝	則
産業観光部長	吉	川	正	隆
農林課長	池	原	博	文
商工観光課長	下	村	喜	代博
上下水道部長	松	浦	住	憲
教育部長	中	嶋	正	英
教育総務課長	西	川	信	明
学校教育課長	井	上	昌	典
学校給食センター所長	松	田	和	男
図書館補佐	米	田	伊	佐子
生涯学習課長	吉	村	恭	信
中央公民館長	辻		一	成
体育振興課長	西	川	博	史
當麻文化会館長兼				
新庄文化会館長	伏	見		茂
歴史博物館主幹	吉	岡	昌	信
消防長	岩	井	利	光
消防本部長兼消防署長	西	川	太	平

消防本部次長	高橋正博
総務課長	中田勝則
警防課長	伏見悟
消防指令課長	河井章
予防課長	西川和秀
会計管理者	山岡加代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川育子
〃	西川雅大
〃	山岡晋

7. 付議事件

- 認第1号 平成23年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成23年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時29分

寺田委員長 ただいまの出席委員は8名でございますので、定足数に達しております。きのうに引き続き決算特別委員会を開会いたします。

2日目となったわけでございますが、本日もこの会議をスムーズにいくようお願いいたします。委員の皆様によろしくお願いしたいと思っております。

それと委員外議員が春木議員、南議員ということでございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

一般の傍聴について、お諮りいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

(傍聴者入室)

寺田委員長 次に、注意事項を申し上げたいと思っておりますが、きのうと同じですが、携帯電話のお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。そして、発言される場合は、手を挙げていただき、こちらから指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから立っていただき発言されるようお願いいたします。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げ、私が指名後、所属役職名と氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いしたいと思います。なお、答弁者については部長及び担当課長でお願いしたいと思います。

それでは、きのうに引き続きまして5款、農林商工費、6款、土木費の質疑を行います。質疑、ございませんか。

はい、朝岡委員。

朝岡委員 おはようございます。昨日に引き続き質疑をさせていただきたいと思っております。

まず今回の農林商工、土木に係りまして決算書では93ページになります。成果報告書には38ページ、地域連携推進事業費ということで、ここの13節、委託料で測量設計の委託ということで227万円が事業費とされているわけでございます。これにつきましては、38ページの成果表では橋りょうの長寿命化修繕計画の策定ということでの費用でございます。これは、平成22年度から2カ年で葛城市における河川にかかる橋りょう等の修繕、これから補修等の計画を出すというようなことでの委託をされて、その結果を計画に載せるということでおつくりいただいたと思っておりますが現状、この計画に基づいて、どのような結果が出たのかということをお示しをいただければと、このように思います。

以上です。

寺田委員長 はい、石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

本市が管理する橋りょうにつきましては、全部で227橋ございます。その中で橋長が15メートル以上、もしくは重要路線にかかる橋りょうにつきまして、この長寿命計画の策定をさ

せていただいたわけでございますけれども、現時点で建設後50年を経過する高齢化橋りょうは、今現在では6%でございますけれども、今後20年後にはこの割合が19%に上るといふような形になりますので、急速に高齢化橋りょうがふえるということの背景から今後、橋りょうの修繕、かけかえに対する経費に対しまして可能な限りのコストの縮減への取り組みが必要ということになされた計画でございます。これにつきましては、結果といたしましては主けたの損傷、また支承の沈下といふような形の中で1つの橋につきまして早急に対策をするといふような形の中で結果が出ているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 石田課長からご説明をいただきました。橋りょうのコンクリートの耐久年数が50年でしたかね、経過をしている、それに近づいていることも含めて今、全体の6%が高齢化橋りょうであると。今後、20年後には、それが約2割になるというふうなことで、この修繕計画を、この費用で今後どのようにしていられるのかと。これについては、やはり早いうちに、そういう計画の元で修繕をするということが、やはり昨年起きた大震災を教訓に、いわゆる幹線道路であるとか河川であるとかということで、やはり防災や減災という観点から、つくりかえるということよりも、かなりコストダウンということも考えられるんでしょうか。

寺田委員長 石田課長。

石田建設課長 やはり今おっしゃっていただいたようにコスト的な面も考慮させていただきながら、こういう計画を立てて今後、そのコスト縮減に向けて対策を立てていくというふうな形になってこよかなというふうに思っております。

以上です。

寺田委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 やはり、今のうちに修繕を施していくことによって市民の安心、安全も保てられるし、また減災、防災対策にもなる、また全体的にコストが縮減されるということで、これは県も当然、この長寿命化計画を出されていると思いますけれども、県に比べて、この数値は低いと、このように思っておりますけれどね。ただ、事業はつくるときには、それなりのやっぱり補助事業というのがあって有利な財源を確保して、それが完成するわけですけど、このランニングコストといいますか、修繕をしたりとかいうのは、やはりその地域の単費でやらないかんとということで、なかなかそこまで、計画があっても財源が保てないということだろうと思いますけれども、ちょうど先般の三党合意の中で、我が党も今回、防災・減災ニューディール政策ということで10年間で公共事業の、特に防災、減災に携わる事業の10兆円大幅投資ということも提唱させていただいてますし、自民党さんは国土強靱化計画といった、そういったことで防災、減災に携わる大きな財源を今後活用していくと、こういう、これはある意味、景気回復ということにも一助をなすということでございますので、今後、政府、国の動向をしっかりと見届けていただきながら有利な財源を確保しつつ、この修繕計画が計画通りに推移をしていただけるよう、お願いをしておきたい、このように思います。

1点だけ、すいませんが、きのうの総務費で交通安全対策のところでありまして、本来そ

ここで質疑をするべきなんでしょうけども、今回、平成24年度で、この9月議会でも補正が行われました通学路の安全対策ということで、路側線や防護さくの費用が従前の費用以上に補正をされているわけですが、これ、事業執行をされるのが建設課でございますので、当然、これは7月にさまざまな皆さん方のご協力で通学路を総点検されて、非常に危険やと思われてるところの箇所を修繕するために今回の補正が上がったわけございまして、路側線なり防護さくなり、これは早急に、やはり取りつけをしていただく、また引き直しをしていただくということで、どうしても、やはり手順からすると、なかなか実際、事業が執行されるまでに時間がかかるように思いますので、今回については当初予算で1年間かけてやるというんじゃなくて、いわゆる8月に点検されて非常に危険やということで今回出てきた箇所でございますので、もう9月議会の議決を終えた以降、早急にこの事業を執行していただきたい、これもつけ加えさせていただく、このように思います。

以上です。

寺田委員長 はい、ほかにございませんか。

はい、吉村委員。

吉村委員 それでは、88ページの観光費の中の、予算とかに大相撲葛城場所の500万円あったんですが、不用額はその分だろうというふうに思うんですけども、この収支報告というのは都市産業常任委員会で作ったんですかね。今、ちょっとここには宇陀場所のを前にもらってる収支報告書あるんですけど、こういったものは、もう出してはもらえないんでしょうか。大相撲の収支報告書ですね、入りと出の分の。

寺田委員長 はい、吉川部長。

吉川産業観光部長 ただいまのご質問でございます。

収支の決算の関係ですねんけども、実行委員会の方でされておりますので、そちらの方から出すような形になると思いますねんけども、私の方からは、それは出すとか出さないとかいうことは、ちょっとできないです。

寺田委員長 はい、吉村委員。

吉村委員 そしたら、今、委員会で報告されたものを、ちょっと簡単に報告していただけますか。長くかかりますか。

寺田委員長 できんのか。

はい、下村課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

大相撲葛城場所実行委員会の決算につきまして、都市産業常任委員会協議会の中で報告させてもらったりしてるわけなんですけども、最終的には黒字になりまして、その中で当初の運営資金ということで500万円予算を組んでいただきまして、その分につきましては黒字ということで、実行委員会の方から戻し入れということで、そういう委員会の中で役員さんとかに協議いただきまして市の方に戻し入れさせていただいております。最終的には2,100万円の黒字となっております、その分につきましては観光協会に積み立てて今後、そういうような観光のいろんなイベントとか、そういうことに使っていくってはどうかということで役

員さんの中で協議いただきまして、そういう形で観光協会に積み立てるということで予定しております。

以上でございます。

寺田委員長 はい、吉村委員。

吉村委員 収入全体、幾らで収支が幾らということぐらい、わかりますよね。

寺田委員長 はい、下村課長。

下村商工観光課長 詳細につきましては、ちょっと今、手持ち、持っておりませんでして、後でちょっと報告させていただきたいと思います。

寺田委員長 そしたら吉村委員、後で報告ということで、ご了解願いたいと思います。ほかに質疑ございませんか。

はい、白石委員。

白石委員 昨日に引き続いて質疑を行わせていただきます。

まず最初に、92ページの3目、尺土駅前周辺整備事業についてであります。当初予算額が3億3,253万4,000円で年度途中で減額補正をして1億5,820万8,000円の減額ですね。これは繰り越されておりますので、その繰り越し分が1億5,820万5,000円ということで、需用費の合計は3億9,020万1,000円、こういうことであります。実際には支出済額は1億3,256万円ということになって、繰越明許費が1億5,870万円、不用額が9,894万円、こういうことになっているわけでありまして。この事業は合併前の新市建設計画の中でも、やはり両町民が期待をして地元の絶大な協力を受けて、やはり年度内というか期限内に完成していこう、こういうことで取り組んできているわけでありましてけれども、実際に平成23年度事業における到達点、用地の買収あるいは移転の問題、更に工事に、工事費が載ってないわけですがけれども、できるだけ早く工事に着手をするということでは、これまで私が委員会はもちろん、一般質問でもお伺いしてきたわけでありましてけれども、そのような答弁の中で、現在の進捗状況と今後の見通しについてお伺いしておきたいと、このように思います。

次に93ページの国鉄・坊城線整備事業費であります。これらについては執行額が2,500万円、こういうことになっているわけでありましてけれども、具体的な委託料、これはJRに工事協定を結んで委託をしているわけでありましてけれども、2億8,280万円が逡次繰越、そして繰越明許費で970万円、こういうことになっているわけで、実際には執行されたのは229万3,000円、こういうことになっています。これら、本格的に着手されるのは平成24年度、平成25年度ということになりますけれども、3カ年の継続事業としてやるわけでありましてけれども、現状の地元やJRとの協議の中で、どの程度進んでいるのか。本格的な工事に着手はいつできるのか、お伺いをしたおきたい、このように思います。

次に、97ページの街路事業費についてであります。平成23年度においては、残念ながら、ほとんどという表現がいいんでしょうか、完成を見れなかったわけですが、昨日の質疑の中でもやっと駅前通り線の完成が見えてきたということをお聞きして一安心というところなんですけれども、今後の意見、それから工事、この点で年度内に完成するというふうに思いますけれども、その辺の見込みについてお伺いしたいということと、これを街路事業と

いうことであります。駅前通り線という表現もしますけれども、これは都市計画において街路事業として決定を打ち、それぞれ計画決定をし、また変更し進めてきたという経過がありますが、この起点は、確かでないかもわかりませんが、関電バイパス線が駅前通り線の延長と交差した部分、南都銀行のポリボックスのあの周辺ですかね、そこが起点になっているんじゃないかと思います。完成は、これは役場も南都銀行の手前ぐらいまでと、こういうことになるわけですが、あと残った分、これはどのように措置をされていくのか。当然、私は少なくとも、あの一方通行の突き当たりの部分ぐらいまで、ポリボックスより少し西部分ぐらいまでは、やはりこの事業をやらないと、地元の皆さん、それぞれ本当に街路事業、あるいは関電バイパス線都市計画を打ってやってきて、それぞれ皆さん、住宅を建てるとか、あるいは引越しする場所を確保するとか、協力をしていただいているわけですね。それが、そこで中断をしてしまって、これまでの協力は何だったんだというふうになるわけで、その点、今後、今年度中に完成すると、駅前通り線と言うときましようか、その後、街路事業として西の部分、一番端っこの部分、これをどのように進めていくのか、この点をお伺いしておきたい、このように思います。

それぐらいに。

寺田委員長 はい、石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。ただいまの白石委員の質問で尺土の駅前の事業の関係からご説明をさせていただきます。

尺土駅前の周辺整備事業におきましては、ただいま白石委員がおっしゃっていただきましたように平成22年度から明許繰越分として1億5,800万円少々の繰越しをご承認いただいたわけでございますけれども、そこでは5件の執行を見込んでおりましたけれども、2件分の執行が交渉がちょっと長引いたためにできなかったということになりましたので、契約がおくれまして、その分の未執行が生じたものでございます。それで、この2件につきましては、本年の2月と5月に契約をさせていただきまして、一部支払を完了しておるところでございます。それによりまして事業の執行につきましては17名の地権者のうち9名の地権者と契約を終えたところでございます。未契約の方々につきましては今後、代替地の提議も含めご検討をいただいておりますので、今後とも情報提供とともに用地交渉を進めさせていただき、事業進捗を図りたいと考えております。また、工事につきましては、回転広場周辺の工事を今年度で計画しておることになりますので、北側歩道及び車線の整備を行いまして、車が対向できるような工事の準備を進めておるところでございます。

次に、国鉄・坊城線につきましては、今年の委託執行の分につきましては、JRの中での設計業務、詳細設計、また管理業務の委託の部分で229万3,000円の執行をさせていただいたところでありまして、ただ、今現状でございますけれども、柿本地区、また笛堂地区におきまして現場の理解を確認させていただきまして、今、最後の境界の確認等の書類を、詳細の部分も含めて詰めさせていただいております。JRとの協議につきましても、9月になりましてJRの方が施工業者が決まったというふうな話をいただきまして、先日、JRとの協議を持たせていただいて今後の事業の進め方につきましても協議を進めさせていただ

だいておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 もう1件。

はい、松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。よろしくお願いします。

まず、駅前通り線の今年度の事業の見込みということで、先月の8月に最終の所有者と契約ができて、一応12月をもって更地にしていただくという予定で、工事につきましては12月または1月に工事発注して3月末を完成ということで見込んでおります。それと、今後この庁舎前から西向きの残り約120メートル残っておりますが、最終的には都市計画決定を打ってます新庄南北線と接続する計画になっております。今、県の方でも、国もしかりですねんけども、人口減少により、この都市計画決定道路につきましては実際、着手してないものにつきましては見直しをすべきということで国、県からも言われておまして、人口減少とか費用対効果のこともありますので、来年度予定しておりますねんけど、都市計画決定道路の見直しを考えております。それにつきまして、進めるべきか、やめるべきかいうのを、また検討していきたいと思っております。

以上です。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長の方からご答弁をいただきました。尺土駅前の広場の整備事業については、地元の方々とはもちろんのこと、葛城市民、近隣の市の方々を含めて大いに期待をされているわけでありまして。近鉄南大阪線の特急がとまる駅として、また、そのことを活用して葛城市のこれからの中心市街地を形成していく、そういう立地条件として注目をされているわけでありまして。私は合併前からの話ですけども、近鉄尺土駅前のとりわけ南側になるんでしょうか、本当に細い道路が東西に走っていて、車が交差できない。朝は、その交差できないところを送り迎えなり、あるいは通勤で車がどんどん通る。そのすき間を縫って小学生が通学をしている、こういう状況を見て、これはどういうことなんだと。こんなところで、道路だけでもやはり拡幅をして改善をすべきでないかと、こういうふう思ったわけでありましてけれども、合併によって、財政的な裏づけを含めて条件が整ったということで、大いに期待をしているわけです。街路事業のことについて、課長の方から答弁をいただきました。これは平成2年ぐらいでしたかね、着手してから今、平成24年ですから、20年を超える、やはり事業になっているわけです。当然、用地や移転の補償等、そういう事務があると、なかなか事業は進まない。それこそ地元の皆さんの絶大なご協力を得ないとできないということを実感しているわけでありまして。理事者を初め所管の職員、いやいや葛城市職員全体が尺土駅前広場の整備を、やはり何としても計画の期間に竣工させて、新たなまちづくりの一大拠点としてということが求められているわけで、本当に街路事業のことを考えれば、まだまだということでありましてけれども、やはり事業には期限があるわけで、その期限をやはりきちっとやり切るんだということ、本当に原課だけではなくて、それぞれ他の部局も含めて一心同体で取り組んでいくということが求められる事業であるということをおし述べておきたい。

それから、国鉄・坊城線の整備事業であります。着々と地元との協議なり理解を含めて、ちゃんとした書類を作成をし進められている。大体もう地元協議は整って、周辺地権者を初め了解を得られている、こういう認識でいいんでしょうね。JRの方も詳細設計に入り業者も決まってきた、これで着工する準備が整ったということだと思うわけでありまして、これは地元協議は、もう整っているんですかね。また、お伺いさせていただきたい。

それから、街路事業についてです。松村課長は駅前通り線については今年度で竣工できるというお答えをいただきました。しかし、それから西の分、新庄南北線と言いましたね、我々は関電バイパス線、いろいろ言っていたわけですが、それぞれ都市計画道路の決定なり道路であります。その新庄南北線もどうするかということも含めて、この街路事業、新庄駅前通り線の西の120メートルの分、これを、この120メートルの部分そのまま事業を継続してやるか、あるいは新たな事業を活用してやるか、そこも、やっぱりしっかりと考えていただきたい。これは、もう地元からも熱い熱い要望もありますし、その点で、なかなか今、具体的な答弁は、これはできないわけで、来年度どうするか、新庄南北線を含めてどうするかということで、もうお答えをいただいたということですので、改めてしっかりした答弁をいただけるようにご検討をいただきたい、このように思います。

国鉄・坊城線の地元協議、整ったと。地元そのものは工事着工については何ら支障がないということだけお答えいただけたらと。

寺田委員長 はい、課長。

石田建設課長 以前から地元の方の地権者の方には説明を申し上げて、地元の方の賛同をいただいておりますけれども、その中で今回、地元の工事を着手するに当たりまして、仮設道路等を建設するに当たりまして今後、事前に地元の説明会も含めて着手前にさせていただきたい予定をしております。

以上でございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

溝口副委員長 関連。

寺田委員長 はい、副委員長。

溝口副委員長 尺土駅前通りの整備計画で、実は住民の方からの要望を皆さんにお伝えしたいと思います。

買収を完了した部分の利便性の向上のために、ぜひとも、今の状況だと買収した、要するに建屋がどかさされた状態のまま放置されてると。これを、いかにやっぱり、あそこはなぜ整備をし拡幅し事業を展開せなあかんかという、住民の方たちの要望の原因って何かいうたら、送り迎えの車の行き違いを便利にしてほしいと、そういうことでロータリー化し拡幅をし、そういうことの要望から出た部分が大いにあると思うんですよ。今、白石委員が言われた学童の危険、それから送り迎えの車の交差ですね。じゃ、実際にもう買収が終わってる土地、あのまま放置をされてるというところに住民皆さんの苦情が出ているわけ。できるだけ、あそこをもっと、せっかく買収して土地は市のものになってるんであれば、少し加工して車の行き違いができるようにしてほしいなど。なぜかという、道路がそのままの幅で、そこか

ら何センチか上にコンクリートがだーっとあるわけです。こんな車、行き違いできませんわね。そういうことを何年もかけてやるのであれば、すぐにでもできるような手だてをして使う人の利便性を図るということが、私は、これはサービスだと思いますけどね。だから、アパートが立ち退きになって、あそこを便利にしますと言ってるけども、本当に利便性は上がったかどうか。こちらの駐車場、ガレージが取り外されて、あの土地は、もうそのまま放置ですよ。なぜ、あそこを車の行き違いのできるように、少し手を加えて、せめて今年中に完成するんだったら我慢はしますよ。まだまだ何年かかかる工事なんですから、できるだけ早く使われる方たちの利便性を上げる、その手だてをぜひお願いしたい。これは、今さっき課長の方から今年度中という話ありましたが、こんなん、もうとっくに買収が終わった土地なんです。早く、これをやるべきだと私は思います。これは要望だけにしときます。

質問なんです、83ページ、農業者健康管理休養センター、當麻の家ですよ。この決算書には1回、こういう審議会を開かれてるわけですね。審議委員に支払われてますよね。この審議会では何を語られたのかを教えてください。この先の見通しなんかを審議されたのかどうか、これが1点。

それから、もう1点は、公園管理のところ最近、全国でスズメバチの被害がたくさん発生してます。こういった公園管理の部分で、そういった全国どこでも起こってるようなことを、やはりすぐさまキャッチして、公園管理の点で今年度、こういったことを手を打たれているのかどうかをお聞きしたいと思います。

この2点、よろしく。

寺田委員長 はい、池原課長。

池原農林課長 おはようございます農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問ありました農業者健康管理休養センターの運営委員会の件でございますが、昨年度、平成23年12月1日に運営委員会を開催され、出席につきましては10名の委員さんの出席で開催させていただきました。内容ですねんけれども、今まで休養センターの設立からの経緯のご説明と、費用の説明をさせていただきました。それと、今後につきましては、この休養センターの管理運営方法をどういう形でいくかという形の方向づけについてお願いさせていただきます次第でございます。

以上でございます。

寺田委員長 はい、石田課長。

石田建設課長 公園におけるスズメバチ等の被害の対策でございますけれども、それにつきましては公園の中で確認でき次第、スプレーをもちまして駆除してるというふうな現状でございます。それで、ただいまのところ、そういう被害的な状況の報告は受けておらないというところで聞いております。

以上です。

寺田委員長 はい、副委員長。

溝口副委員長 スズメバチの件については、なければいいんですが、やっぱり市民の方が、そういった被害を受けられたら、これまた行政の責任を訴えられるわけですから、公園管理という点

では、そういった全国どこでも起こってるような現象を我がものとして、やはりとらまえて動くということが、私は大事だと思います。地味な行政活動ですが、そういったことが大事な行政活動の根底にあると思いますので、よろしくお願いします。

それから、休養センターの件、これまでの経過説明は理解できますが、今後どうするんですかと私、そういった議論があったのかどうかを教えてください。

寺田委員長 はい、池原課長。

池原農林課長 農林課、池原でございます。今後の休養センターの活用方法なんですけれども、今後、運営委員さんの中で協議していただきたいということで終わっております。12月1日における運営委員会におきましては、その協議はなされておられません。

以上です。

溝口副委員長 これで終わりますが、運営委員会の今年の開催は予定あるんですか。

寺田委員長 はい、池原課長。

池原農林課長 今年も12月か11月末に開催させていただきたいと思っております。

以上です。

寺田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。まず農林関係なんですけど、農地費、83ページ、土地改良事業補助金、500万円ということでついとるわけでございます。農林関係につきましては今、県単事業がかなり減ってきて、戦略作物とか、きめ細かなとか、いろんな事業で国費事業が多くなっておるといふような関係で、小さい例えば道路の崩壊、あるいは水路の工事、そういうふうなものについて、なかなか補助対象になってこないというのが現状やなと思うわけでございます。ですから、まず土地改良事業の500万円の助成金といいますか、これを思いきって1,000万円ぐらいに上げるという考えはないのかどうかということ。といいますのは、土木関係につきましては、道路維持の関係でかなりの金額、2,000万円近い金額がついておるといふようなことからして、道路関係については直接、公共事業という形で処置をされてる。ところが農林関係については、なかなかそういう措置がされにくいというふうなことで、そういうふうなことを増額をしていただきたいなというふうに思います。

2点目ですけども、先ほど朝岡委員の方から橋りょう調査の話が出ておりました。今、聞いてみますと、20年後に20%ほどの老朽橋が出てくるというふうなことがあるわけでございます。成果については、どのくらいの調査をされたのか知りませんが、やはりその分について、例えば橋りょうの幅員が狭い、橋りょうの前後、道路幅員が広い、そういうふうなところについても今後、災害対策、未然に予防していかならんというものになれば、そういうことも検討していくと同時に、踏切の問題については非常に難しい問題があると思っておりますけども、今現在、いろんな補助事業が国の方からついておる。きのうも言いましたけども、繰り越しが多いということになれば、この際、この事業のつくときに、そういう、先ほど言いました橋と一緒に、道路が広い、踏切が狭い、そういうふうなことであれば、そういう補助がどんどんついてくるはずなんです。ですから、市内の踏切をチェックをしていただいて、

踏切の拡幅をしていくということでも、平成25年度からでも考えて、いろいろ広げていただきたい、このように思います。

それから、もう一つ、まちづくり交付金、区画整理なんですけど、これが完了して5,000万円余りの金が返還せなならんということになっておるわけでございまして、この中で、ちょっと私、聞くところによりますと、完成の引き渡し、換地をして税の関係できちっとした換地ができてないのに税だけがかかってきておるといふうなことも聞くわけですから、区画整理の中で全体でかけた方がよかったのか、あるいはきちっと舗装も終わってしたときに、かけていくのがええのかというような問題が出てきますんで、そういう説明が、どのように地権者にしてあったんかということが、ちょっとわかりませんので、その辺も含めて教えていただきたい、このように思います。

寺田委員長 はい、池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。

ご質問ありました土地改良事業補助金、現時点で予算的には500万円を1,000万円ということとは今後検討させていただきたいと思っております。また平成23年度実績といたしましては、8地区の大字に対して補助金の方を出させていただき、合計金額499万4,000円の方を支出させていただきました。

以上でございます。

寺田委員長 2つ目。

はい、石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの岡本委員の質問でございますけれども、道路の橋りょうの長寿命化の修繕計画についてでございますけれども、この計画につきましては本来、基本的には橋の寿命を延ばすというふうな形になりますので、基本的には維持修繕ということが基本になって、その分に対する委託の部分になってこようかというふうに考えておるところでございますので、今後、その計画によりまして、もし幅員等の問題が出てきましたら、またいろいろ先ほどおっしゃっていただいたように、いろんな補助があるということの中で相談をさせていただきながら検討していくところになってくるのかなというところを考えておるところでございます。

寺田委員長 ちょっと待つて。

山下市長 3番目については、現担当じゃないですけど、ずっと携わってきた生野部長の方から答弁します。

寺田委員長 踏切や。

石田建設課長 踏切につきましては、今おっしゃっていただいたような形の中で、狭い踏切等ございますので、橋りょうと同じような形の中で今後、そういうチェックをさせていただきながら検討していくというふうな形になってこようかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 3点目。

はい、生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部、生野でございます。

今、担当を外れとるわけでございますが、この区画整理につきましては、ちょっと私の方が昨年度、平成24年3月まで担当いたしておりましたので、経緯についてご説明申し上げたいと思います。

岡本委員ご指摘の地権者への税金の固定資産税の件でございます。この固定資産税の件につきましては、区画整理事業の平成18年から始まっておるわけでございますが、そのときも税金等の説明を行っております。なお、事業に関しましては平成21年度で終わる予定でございましたが、事業につきまして1年余り遅延いたしましたわけございまして、固定資産税等につきましては税の担当部局と協議いたしまして、1年間、課税も見送らせていただいたわけでございます。その中で工事等、ほとんど終了いたしまして、平成22年度から使用収益を開始いたしましたわけでございます。その中で一部、土地利用もされた方もございますので、平成22年から土地利用をしていただくということになりますので、当然、平成22年から固定資産税等の課税もなるということで確か、ちょっと今、手元に資料、持ってないんですけども、平成21年9月だったと思うんですけども、農業委員会の担当と税務課の担当と地権者集会を行いまして、課税等についての説明も行っております。なお、欠席者につきましては、そのときの説明記録も送付いたしております。ただ、税につきましては、いろいろ個人的なご意見もいただいてたわけでございますが、その中で税金のことが全く知らなかったというのも組合解散認可の前に、そういう意見もいただきました。ただ、その中に説明もさせていただきまして、当然、議事録等、残っておりますし、総会につきましても過半数以上の出席をもって成立いたしておりますので、その方に税の問題についてはご理解をいただきたいという説明をいたしまして、この平成24年3月に区画整理事業組合の解散の認可がおりて、全て事業が終わっておるわけでございます。なお、先ほど来、再度申しますが、税金等につきましても十分な説明もいたしまして、ご理解をいただいております。ただ、当然、地権者に説明をいたしておりますので、家族の方全員には説明も行ってなかった向きがございまして、その家族の中で一応ご意見等をいただいたというのがありました。ご参考までに申し述べたいと思います。

以上です。

寺田委員長 はい、岡本委員。

岡本委員 まず、農林の方については今後検討するというところで回答をいただいておりますけれども、本当に事業がいろいろ複雑になってくる分、あるいはまた県単もどんどん削られてきたという中で、ぜひとも金額を上げていただきたいなど、このように思います。

2番目の橋りょう問題等で今、課長がおっしゃいましたように当然、今の調査については、補強といいますか維持修繕、これが対象になっておると思うわけでございます。しかしながら、同じ調査をするということになれば、全体的に調査をしていただいて拡張できるところはしたらどうかという話をさせてもらつとる。それと、踏切について、今も既に狭い箇所、わかっておるといふふうに私は思っております。早急に拡張せなならんところが2カ所、3

カ所あること、これは事実なんで、今まではなかなか補助がつきにくかったというふうなことの中で対応してない。ところが、今ここ2、3年見てますと、いろんな補助金、ついてきておるといふふうなことですんで、この際に、思いきった形で、その補助を利用して踏切を拡幅したらどうかということを行うわけで、災害を未然に防ぐというんか、土砂災害ばかり防ぐやなしに、もし災害起きたときにどうするんやというようなことが一番大事ということなんです、せっかく広い道路がありながら踏切だけが狭いというようなことは、まして今、部長がここへ座ってくれてはるわけやから、補助金の獲得は得意やと思いますんで、特に部長のおられるときに、そういうことをしていただきたいというふうに私は思っておりますんで、要望というふうに、できたら平成25年度ぐらいから着工、どっかできたらなというふうに思います。

3つ目の区画整理、ここにつきましては生野部長の方から説明いただいたわけですが、説明会の中でいろんな行き違いと言ったら失礼かもわかりませんが、それはあったというふうに思いますけども、我々の方に、そういうふうなことも聞こえてきましたんで、今、決算ということで聞かせていただいたということであるわけでございます。早急にしていただいて経済効果も非常に上がっておることも、よくわかっております。ですから、区画整理だけではなしに、ほかのことについても一応、地権者の方にできるだけ理解いただけるような説明の仕方をしていただきたいなということも含めて申し上げたということでございますんで、今後ともどうぞよろしく願いいたしたいと思います。

どうもすいません。

寺田委員長 ほかにございませんか。

はい、白石委員。

白石委員 引き続き質疑をしてまいりたいと思います。

第1点目は入札契約事務の改善というか、この1年間の取り組みについてであります。2点目は先の9月14日の都市産業常任委員会でご議論がありました新道の駅の事業についてであります。3点目は吸収源対策公園整備事業について、お伺いしてまいりたい、このように思います。

まず第1点目の入札契約事務についてであります。この間、毎年1回は、少なくとも入札契約事務について、過年度の実績に基づいて、どれだけ競争性を高め、公正性や透明性を確保した入札契約事務を構築して、それをもって経費の削減を図っていくということで議論してきたわけでありまして。そんな中で、最低制限価格の問題やら、あるいは1社2業種等々の問題についても話題に上ってきたわけでありまして、唐突といえば唐突でしたけども、平成23年度から試行的に最低制限価格の設定と事前公表、更に1社2業種等、実施をされてきたわけでありまして。それらの入札事務の改善というんでしょうか、それらが試行的にやられた結果、どのような結果で、それをどのように評価をされてるか、どういう改善点が見えてきているのか、この点を、まずお伺いをしたいと、このように思います。

次、新道の駅の事業についてであります。9月14日の都市産業常任委員会ですべて初めて山麓地域整備基本計画について資料が提出され言及をされました。私は、昨年10月25日に都市産業

常任委員会に、この新道の駅の地域活性化道の駅事業計画についてご提案があつてから、12月の定例議会から道の駅について、山麓地域整備計画、あるいは都市計画マスタープランに基づいて議論をしまいいりました。そういう点で、都市産業常任委員会に初めてそういう資料が出されたということは、私はもう大いに歓迎をしたいというふうに思います。これは、委員会でも私、発言をさせていただきましたけれども、山麓地域整備基本計画というのは、私の資料によりますと、平成18年3月に策定をされているわけであります。これは、いきなり策定されたわけではなくて、平成17年11月の臨時議会において設置されたまちづくり特別委員会の調査案件の1つとして山麓地域の整備を挙げられて、その中で、平成17年12月16日、平成18年3月22日、平成18年6月9日、平成18年11月20日、平成19年3月2日、平成20年2月29日、こういう日程で特別委員会を開催し、この山麓地域整備基本計画、更に都市計画マスタープランが策定をされてきたということなんです。私は、こういうことを言ってきたわけで、そのことが資料として提出されて、その中に南阪奈道路のインターチェンジの南側、山麓線の西側になりますけれども、地場産業振興ゾーンがある、これはもう既定の事実としてあったわけです。しかし、それだけじゃないんです。その北側には大字當麻の健康と休養の里、こういうゾーンを計画していた。更に地場産業振興ゾーンの南側、寺口、お城のある、あの部分です、クラインガルテンと花の里。更に南に下って、中心は平岡でありますけれども、ソバの花咲く里というふうに、山麓地域全体を活性化していく。そのことを、活性化というのは当然、農業者、商工業者を含めて、観光を含めて、この葛城市を山麓の魅力、それとあわせて農業や商業の発展、そして都市住民との交流を図っていこう、こういうことで計画をされていたわけであります。

私は、問題にしたのは、もともとこの山麓地域整備計画や都市計画マスタープランには、道の駅は、どこにも書いてないじゃないですか。どうして道の駅の計画に変わったんですか、こういうことを聞いてきたわけであります。健康と休養の里は、どないなるんですか。クラインガルテンと花の里は、どないなるんですか。ちゃんと計画に書いてあるじゃないですか。都市産業常任委員会の皆さんだけではなくて議員の皆さん、やはり、その計画をしっかりと見ていただければ、そのように書いてあります。唯一、道の駅と書いてあるのは、じゃ、どこにあるんやといたら、これは平成18年11月20日のまちづくり事業特別委員会に商工会の案が報告されました。当時の清村都市整備部長が、こういう案ですということでご紹介をいただいています。同じところなんですね。南阪奈道路の周辺整備計画案で商工会から示された図面について報告しますということで報告されています。その案では、委員会でも申しましたが、4階建ての商工会議所の建物、ビジネスホテル的な10階建てホテル棟及び展望レストラン、平屋で150席ほどのセレモニーホール、農産物販売所、これに続いて一番最後のところに道の駅、レストランを含めた販売所など、このようなイメージで構成をされ、財源の説明はなく、合併特例債を活用して行政主導で実現がなるようにとの思いが強く、現在のところ、考え方なり事業に大きな差がある。とりあえずの説明を受けたというふうに思ってますと、こういう報告説明でありました。そら、当然でしょう。10階建てのビジネスホテル的なホテル、産業会館4階建て、こんなんしたら、それこそ合併特例債、使い切っちゃうよ。

これはもう当然、案は案として、これはお聞きして、それは活かしていったらいいんじゃないかというふうなことだと思んですけども、しかし結局は、いただきました資料、山麓地域整備基本計画の中には、先ほど言った4つのゾーンで全体を活性化してるという計画になったということなんですね。これは事実であります。その山麓整備基本計画に基づいて、もともとここに計画あるから、場所は決まっていたんだと、こういうことを言っているわけですね。そういうことなんでしょう。それを言いたいわけでしょう、そういうことをね。ところが、これは私、葛城市の地域活性化道の駅重要計画策定業務委託の報告書、パシフィックコンサルタンツが業務委託を受けて策定したものであります。これを見ますと、道の駅をどこにつくるかという議論をしてるんですね。3カ所、候補に挙げてるんです。3カ所、挙げてるんですよ。ちゃんとここに書いてます。

(「4カ所」の声あり)

白石委員 4カ所ですか。見てみましょうか。こういう図面ですね。道の駅の整備位置として想定される場所を提供してるわけです。その中でワーキング会議で、ここがいいという決めたのが地場産業振興ゾーンなんですよ。わざわざ決まっているところを、また1回やり直して、また元へ戻ってきてる。これは何を考えてんだと、僕は逆にそういうふうと思うわけです。そうでしょう。そういう経過からしたら、じゃ、道の駅は、どっから出てきたんだ、こう言わざるを得ないじゃないですか。まず、そこから伺いをしたい、このように思います。

吸収源対策であります。吸収源対策公園整備事業については、これは昨年来、公園整備の5カ年計画という形で県を通じて国の方へ補助申請をされていると。そして、この2月の区長会の中で整備をしたいということで、どっか手を挙げるところ、ありませんかということで議論をされている。これは吸収源対策公園整備事業、国の補助事業であります。これについて、用地費について、国の補助金を除いた額の2分の1を、手を挙げたところの大字から寄附金として徴集して、それを事業費に充てていく、こういうことあります。この件については、予算特別委員会でも議論をしました。一般質問でも議論をしました。この間、私は奈良県市町村振興課行政係、あるいは公園に関係する部局に赴いて、いろいろ話を聞いてまいりました。更に、春木議員と一緒に国交省の近畿情報整備局へ矢間部長さんのご紹介をしてお話を聞いてまいりました。私は、やはり法の趣旨、あるいはこれまで国庫補助事業で整備をしてきた6カ所、公園整備の経過からして、新たに寄附金の徴収をするということは、これはもってのほかだということでお話をし、また本会議や委員会で訴えてきたわけあります。その後、当局はどのように考えて、どのように今、執行されようとしているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

寺田委員長 はい、安川主幹。

安川総務財政課主幹 総務財政課の安川です。よろしくお願いします。

まず初めに、平成23年度の入札制度にかかわる内容についてご報告申し上げます。白石委員もおっしゃいましたように、平成23年度におきましては入札制度改革、要は内容の見直しを図っておるところでありまして、平成23年6月に過去、指名実績のある業者を対象に2業種選択の希望を募り、各社からの登録申請内容を確認した上で業者選定委員会で、その内容

を決定し、7月から、その入札制度を導入しておるところでございます。

まず最初に、平成23年度の一般競争入札及び指名競争入札の土木舗装建築工事における入札結果について申し上げます。最初に、予定価格が1億円以上の一般競争入札に係る前年度比較について申し上げます。平成23年度の対象工事は3件ございました。土木工事では當麻クリーンセンター施設解体撤去工事、また建築工事では葛城市立磐城小学校北中棟地震補強大規模改造工事及び葛城市立磐城第2保育所整備工事の合計3件がございました。これらは、全て総合評価方式による入札でございました。平均落札率は86.21%となっており、前年の平成22年度に実施されました一般競争入札、葛城市立新庄中学校校舎地震補強大規模改造工事、第2期、この分1件がございましたが、その落札率は65.45%でしたので、対比比率としまして20.76%の増となりました。その増加理由としましては、品質保持の観点から、平成23年度より最低制限価格を設定したことによる影響と考えております。ちなみに、平成23年度の一般競争入札3件の予定価格総額は9億1,780万5,000円で、その契約合計7億9,510万8,000円、その差としまして1億2,269万7,000円の削減となっております。

次に、予定価格が1億円未満の指名競争入札について、ご説明申し上げます。土木工事につきましては30件ございまして、平均落札率93.54%、舗装工事につきましては20件ありまして、平均落札率83.49%、建築工事におきましては9件で平均落札率80.52%となります。これらの合計としましては59件で、平均落札率88.14%となり、平成22年度の47件、90.21%と比較いたしますと2.07%の減少となっております。また、平成23年度の指名競争入札分の予定価格総額につきましては、6億1,757万3,000円であり、その契約金額5億4,954万2,000円でしたので、事業費といたしましては差額6,803万1,000円の削減となっております。したがって、平成23年度の入札制度におきまして、業者にとっては1社2業種登録により、土木、建築、舗装の各工事への入札参加の機会がふえ、ひいては市内業者の育成につながり、また入札参加者数がふえることで競争性が向上し、結果として落札率の低下につながったと、そういうふうと考えておるところでございます。

以上です。

寺田委員長 このぐらいで暫時休憩したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前11時02分

寺田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思います。

先ほど来、休憩前にお話しとったんですが、白石委員から改めて質問があるそうでございますので、挙手願ひたい。

はい、白石委員。

白石委員 吸収源対策の公園整備事業について改めて質疑の内容についてお伺いをしておきます。吸収源対策公園整備事業について、国がこの事業を推進するに当たって要綱というか、そういうものを発行しております。これは、その事業の目的、候補対象事業の要件、更に3番目ですが、吸収源対策公園緑地事業計画を策定するということでもあります。更に、ちょっと読んでみますと、本事業を行おうとする市町村は社会資本総合整備計画に次の各号に掲げる事項

を定めた吸収源対策公園緑地事業計画を記載するものとする。1、計画期間中の整備方針と目標、その効果、2、計画期間中の事業実施箇所及び整備内容、3、計画期間中の事業実施箇所における概算事業費、こういうことであります。この事業計画については私、手元に持っておりますけども、計画の名称として緑と潤いのある生活環境づくり、計画の期間として平成24年から平成28年の5年間でやりますということで、実施期間、年度ごとに分けて、葛城市の平成24年度に4カ所、平成25年度から1カ所、平成26年度、1カ所、平成27年度から1カ所、こういう計画を平成23年度に県を通じて国交省の方へ提出をし、補助を受ける要件を整えてきているということでもあります。

そこで、改めてお伺いしたい。この計画を策定した、その時点、あるいは我が党の春木議員が一般質問の中で当時の石田部長が、この事業によって公園整備を行っていくことを議論、言明しているわけでありますから、私はその当時から、この事業は当然、施設の整備については、これは造成を含めて2分の1、用地については3分の1ということは当然わかっているわけであります。そういう計画を策定し、県、国との調整協議の中で進めてきた中で、もう既に、用地費の国の補助金の額を除く額の2分の1、これを寄附金として徴集をして、この事業費に充てるということは決められていたのかどうか、この点を質問をしたいというふうに思います。いいですか。

寺田委員長 白石委員にお願いしたいんですが、この件につきましては、これは平成24年度の予算に上がったわけでございまして、この決算には直接関係ないんですが、決算、予算委員会といますと一応、いかなる質問でも受けるということですので、私は白石委員の意見を受けたいと思います。理事者側にお願いしたいのは、答えれる範囲内で結構でございますから答えていただいて、それ以上はまた後日の常任委員会なり、あるいは協議会なり、議会の中の委員会の中で審議していただきたいと思いますので、答えれる範囲内で結構ですから答えていただきたいと思います。よろしく。

はい、部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

まず道の駅について、お答えしたいと思います。道の駅事業につきましては、葛城市総合計画や都市計画マスタープランにおいてファームリゾートエリアとして位置づけられ、地域の魅力を活かしたまちづくりを進めることとしております。更に、新市建設計画における産業振興を図るための地域活性化を推進するための拠点施設の整備や平成18年作成の山麓地域整備基本計画における本市産業の活性化を図るための地場産業振興ゾーンとして拠点整備と位置づけられ、本道の駅は、これらの計画を進める上での事業手法であって、今回それを具体化していくというものであると考えています。

以上です。

寺田委員長 はい、吸収源は。

中理事。

中 都市整備部理事 都市整備部の中です。よろしく申し上げます。

吸収源対策につきましては、予算のときという形の中で当時、都市計画課の課長が申し上

げましたとおりで、そのときの予算ということの中で、寄附という形のものも含めてということでご審議いただいた点であると思います。

以上でございます。

白石委員 そのときの予算って、いつの予算。

寺田委員長 中理事。今年度予算やろ。

中 都市整備部理事 はい、本年度予算の策定のときにご審議いただいたと思います。

以上でございます。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 それぞれ、ごく簡単なお答弁をいただきました。私はいっぱい言いましたけどね。なかなか答えにくいだろうと、こういうふうには思うわけでありませう。

まず第1点、入札事務の改善についてであります。課長の方から詳細にご答弁をいただきました。結果として平成23年度は6,803万円の経費の削減になっていると。全体として、落札率が低下につながっていると、こういう評価をされています。これは、もう本当に全体、表面を見た話でありますけれども、この1社2業種というのも、これはなかなか私は1つの競争性を高めていくという点では効果があるんじゃないかというふうには思うんですが、最低制限価格、これも議論をする中で、やはり60%台の落札額ということで、本当に品質が保証できるのか、下請や孫請の労働者の賃金が保証できるのか、こういう議論をされてきたわけで、これは最低制限価格を、やはり決めるかどうかというのが1つの大きな焦点であったわけです。

しかし、私はもう全く議論の中で想定していなかった部分があります。それは最低制限価格の事前公表であります。事前公表されたことによって舗装とか、あるいは建築、もうこの部分ではほとんど全てと言っていいぐらい最低制限価格に張りついて1億円以上の一般競争入札については、これは総合評価方式でやっていますから、その評価点によって決まっている。ほかは皆、くじ引きなんです。運のいい人が、いわば落札業者として決定をされているということです。大体82%、金額によるんでしょうね、どんな具合で最低制限価格を決定してるかわかりませんが、82%から84%台ぐらいのところで大體最低制限価格が設定をされている。

ところが、土木に関しては最低制限価格を設けていながら、残念なことに最低制限価格に近いところへ、公表もしてるのにもかかわらず最低制限価格に近いところへの入札にはなっていない。どこへ近いかいうたら予定価格に近いとか、96、97%台に、やっぱり張りついてる。A1ですかね、Aですかね、そういう一定の規模の企業のところは、やっぱりそれなりに92%とか、そういうところで落としている部分もありますけれども、本当にBランク以下ぐらいになったら皆、同じように96、97%台に張りついて、実際に改善の効果が出ているのかというたら疑問な点が、やっぱりあります。最低制限価格の事前公表によって最低制限価格に張りつく、こういう、これも業者もやはり生き残っていかないかということですから、ほんまに競争しようというところで、やっぱりそこへ張りついてくるんだというふうには思うんですけれども、それでいいのかと。私は、この間、ずっと予定価格の問題、最低制限価格

の問題、議論して、最低制限価格を事前公表しようやないかという議論をし、そうやってきた。やっぱり一般競争入札を導入しようやないかという議論の中で、いろいろ工夫して、一般競争入札を導入し、総合評価方式等を導入してきた経過がある。そういう議論をしてきた中で、何よりもやっぱり法が求めている競争性や公正性や透明性、やっぱりそういうものを確保できるものがなければならないですね。

本当に、そういうことから検証して、試行的に実施したということでもありますので、もう既に新たにやっていると申すけれども、やはりそこをきちっと検証していただいて今後、どういうふうに向かおうと議論をされるのか、この点、お伺いをしたい。今、申しました結果に基づいて、確かに全体としては落札率は最低制限価格に皆、張りついた分がありますから、結構、価格の高いところ、張りついている部分がありますから、全体としては、やっぱり下がっている。しかし、依然として高どまりのところも、やっぱりある。くじ引きで決まる、いろいろ問題もありますし、総合評価方式でしたら、もう最初から最低制限価格がわかっている、それぞれ評点が、大体もう自分のところが何ぼになるというのは、わかるわけですから、もう、取れないというのがわかっちゃったら、もう入札辞退をすとか、そういうケースも、やっぱりあるんですね。この点、答弁求めます。ご答弁をいただきたい。試行的に実施をするというふうにお伺いをしていますので、試行ですから、答弁願いたい。

それから道の駅です。矢間部長は事業手法の1つとして道の駅を選択したということで、矢間部長は、この間のいろいろな経過、ご存じないですから、これはもう当然、仕方のないことだというふうに思います。私は、この行政や議会というものは、憲法を頭にして法律、地方自治法、条例、規則、制度、計画に基づいて、やはり運営され執行されていく、議会の中で議論をしていくという基本になるというふうに思っています。そんな中で、やはり議会がこの2年余りをかけて山麓地域整備基本計画を策定をし、それが都市マスに反映をされた、そういうものが、やはりワーキング会議なり推進委員会、あるいは設立委員会の中で、この道の駅1本に絞られてきた。私は道の駅の手法として、いいと思うんですよ。ところが、山麓地域整備計画、皆さんに配付されたけども、その中には地場産業振興ゾーンだけではなくて、健康と休養の里、あるじゃないですか、クライנגルテンと花の里があるじゃないですか、これはどうなったんですか、これはもうご破算になったんですか、ということで、ずっと質問したんですよ。議会で、こうやって議論してきた。確かにトップが変われば、いろいろ見直しはあるでしょう。しかし、国会のように議員内閣制度ではないんです。二元代表制なんです。やはり二元代表制の一方の市民の意思決定機関である議会、ここが議論をし承認をしてきた、そういう計画というものが本当に尊重されなければ、これは全く意味がない。どうして道の駅1本になったんですか、まずそれをお答えいただきたい。事業手法では説明つかない。

寺田委員長 はい、河合総務部長。

河合総務部長 今、白石委員の方から総合評価に係る事前公表の関係等のお話にもあったわけでございまして、平成23年度におきましては試行的に1社2業種という形の中で入札行為を行っておるわけでございます。そのような中で、総合評価と申しますのは基本的には、やはり品質

の確保というのが前提にあるわけでございまして、そのような中で今、総合評価に事前公表という形でもって今回はやっておるわけでございます。これは、あくまでも試行的な形の中でやっておるわけでございます。あくまでもこれ、毎年入札に係りますことにつきましては、毎年と言っていいほど、これはなかなかきちっとした、完成したものが、なかなか難しいわけでございまして、その時々によりまして、状況によりまして内容も変わってくるというようなことでございます。さしずめ平成24年度におきましては今、考えておりますのは、総合評価の分につきましては、各土木業者、あるいは舗装業者等々の、その工種によりまして、そのランクによりまして総合評価を試行的にやっというかという1つの考えを持っておるところでございまして、これにつきましては、まだ決定をいたしておらないわけでございます。総合評価方式の簡易型という形で技術提案を求める形をもって試行的にやろうかということ、内部で今は検討いたしておるところでございます。これが、あくまでも平成24年度、そういう形の中で一旦、それを試行的に実施をさせていただきまして、その結果を、また踏まえて、次年度の入札のあり方と申しますか、入札の正しいいうんですか、そういうような形のものをつくり上げていきたいというような考えを持っておるところでございます。

何分、完成したものでないというようなことでございますので、その点をご理解をいただきたいなというように思っておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 はい、山下市長。

山下市長 道の駅のことについて、お答えをさせていただきたいと思います。

当然、いろいろと計画があり、それを推進をしていくということが、議会にもそれを示されたということでございましたけれども、白石委員もご承知のとおり、この山麓地域の整備基本計画というのは、概要版しか議会に配られておりませんでした。その中身をつぶさに知ることができなかったということも事実でございます。今回、この中身につきまして、我々としても前政権から引き継いだときに全て、これが明らかになっておれば、そのあたり、きちっとわかって事業がいろいろと参考にさせていただきながら進ませていただくこともあったかと思えますけれども、そのようなことがあったということで、これは引き継ぎがうまくいってなかったということで、申しわけなく思っております。ただ今回、山麓地域の整備基本計画、これが出てまいりまして、中ではっきりと、この地域、白石委員もおっしゃっていただいているように、前の市長のときから、この場所で計画があったんだと、商工会もそこにかかわってあったんだということを皆さんに思い出していただいたり、ご認識をしていただいたり、また、更に当時から山を積んでおったところに対して、ある方々は、あそこが危ないからということで反対をされるということがございましてけれども、それも認識を改めていただけたということがあろうかというふうに思います。

ただ、今回、ほかの仕事はしないのかということでございますけれども、私は、先ほど矢間部長が手法としての道の駅というのを使わせていただくということで、地場産業振興ゾーンの部分に道の駅という事業手法を使って今回、事業をさせていただくということでございますけれども、これだけではできないので、前の計画と同じまちづくり交付金事業というも

のを入れさせていただいて、2つをミックスをして事業を進めさせていただくということと、他の地域については市長、どう考えるんだということとでございますけれども、たいま温泉を使った場所、またクラインガルテンであったりとか、ソバの花咲く里等々、やはり山麓地域全体でどういうふうな振興策を考えることができるのか。

ただ、山麓地域活性化協議会という7大字で協議会を去年の11月、12月ごろに結成をしていただきまして、その中でいろいろなソバであったり、クワであったり、キノコ類の栽培であったり、そういうものをつくって、また将来、道の駅や直売所ができるであろう、その場所で販売をしていく、そういうことで地域興しをやっていきたいという皆さん方の意見を聞かせていただきながら、お手伝いできるところはお手伝いさせていただくということで、何よりも地域の皆さん方がどういうことをしていきたいのかということ、しっかりと聞かせていただいた上で、そのお手伝いをしていくと。それで山麓地域の活性化というのを図っていきたい。またクラインガルテン等、予定されておった地域に関しましては、地元の方々が、この場所では、そういうことは考えていないということもございましたし、事業としてだれが主体的に、このクラインガルテンを運営をしていくのかということが何も決まっておりました。寺口等、山麓地域の方々が、それを運用していくのかということについては、その気持ちはないというお話でございましたので、これから山麓地域の活性化を考えていく中で、これが必要なかどうなのか、まただれがそれを運用していくのかということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 それぞれ部長も市長からもご答弁をいただきました。

入札の改善については、試行ということで1年間やりましたけれども、確かに1年だけでは、それを評価し新たな改善に向けての資料としては不十分であるというふうには考えます。当然、部長が言われたように現在、試行的に行われている入札事務に係る内容は、これは完成されていないということで、正しいという表現がいいのか、これはもうまさに改善をしていかなきゃならない、そういうことだと思うんですけども、そのために取り組んでいくということでご答弁をいただきました。やはり、これは市民の税金を本当に法の規定に基づいて、最少の経費で最大の効果を上げていく、そういうことで、立派な社会資本を整備をし還元をしていく、こういうことですので、大事なことでありますので、ぜひ部長を中心に進めていただきたい、このように思います。

それから、吸収源についてであります。吸収源については、新年度で、平成24年度で決めたと。それは、ちょっとどういう経過の中で、そういう答弁が出てきたというのは、わかりませんが当然、先ほどお示しした整備計画、これは出すために、もう既に県を通じて協議をし、この事業の要件である5カ所以上、2億5,000万円以上、500平方メートル以上の条件を、やはりきちっと平成23年度中に整えて、これは当然、補助申請の概算にも、これは要求していかなあかん話じゃないですか。だから、既にそのときに決まっているわけです。確かに最終的な意思決定は、これは3月の議会で決定するというのは、これは最終なんです。しかし、その過程の中で、私は聞いているのは、そういう事前の準備をする中で、もう

既に寄附金を徴収するということが、もう決められていたのかどうか。予算委員会で言われたって、もう既に予算書の中には一般寄附金の中に1,230万円入ってるんじゃないですか。決まってる。それは議決で決めた。しかし、予算書はいつ配付しまんねや。本会議前にちゃんと配付してますがな。ちゃんと9月定例会が終わったら、これから皆さん、予算要求していきまんねんやがな。予算要求して、もう12月ぐらいから、それこそ理事者査定に入っていくぐらい、やっぱりスピードを速めてやってきてるじゃないですか。だから、そういう答弁をされたって、全く納得いかない話で、改めて、もう既に決めていたのかどうか、お伺いしたい。

それから、道の駅であります。市長は山麓地域整備基本計画については手元になかった。これがあれば、やはりソバの花咲く里なり休養と健康の里なりの事業は、これは道の駅とともに考えられたん違うかと、こういうふうなご答弁がありましたけれども、私は市長も特別委員会の委員として、やはり参加してるんですね。私も入ってます。入ってないときもあります。そんな中で、事業手法まで議論をしているわけでありまして。これはもう既に平成18年6月の段階で、山麓地域整備事業について、散策道等の整備、健康と休養の里、地場産業振興ゾーン、クラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里等は都市再生整備計画を立て、まちづくり交付金事業で整備をしていくと。事業費は新市建設計画では地域活性化事業で10億円。これは、いわゆる地場産業振興ゾーンやクラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里、これ、合わせて10億円。健康と休養の里は違うんですね、これは7億円。健康休養管理センターの改修が、4億円ですね。ほんで、歴史散策ワーキングロード整備、3億円。こういうことで、合わせて17億円でしましょう、ここまでやっぱりやっているんですね。最終の平成20年2月29日には都市再生整備計画、策定する委託契約を結び、まちづくり交付金事業に合うべく作業を進めるんだと、こういうところでおさまってきているわけですよ。

だから、私は、このことを去年の10月25日の常任委員会を受けて、もう12月に、やはり山麓整備計画があるじゃないですか。これは、どうしたんですかと言ってきたじゃないですか。しかし、残念ながら、きょうの市長の答弁なり理事の答弁では、やはり真剣に受けとめてもらえてなかったということが、本当に残念でならない。

それは確かにね、市長、山麓地域整備基本計画、これは私も概要版しか持ってないです。概要版しか配ってないです。それは、もう道の駅計画も一緒だと思うんです。道の駅計画も概要版、いただきましたけれども、これも概要版と書いてます。この概要版、これ都市産業常任委員会に提出されてないんですね。道の駅の地域活性化事業の、道の駅の事業計画策定業務委託で報告書、これは、開示請求によって初めてでてきた。何で道の駅になったんやと、わからへん。だから検討委員会、ワーキング会議は、どのような議論をして道の駅をつくるという結論に至ったか、会議録を出してください、こういう開示請求したんです。ところが会議録がない。ないかわりに、この業務委託の報告書をいただきました。

そしたら、検討委員会、ワーキング会議、詳細に活動していた経過が書かれています。先ほど申しましたように、地場産業振興ゾーンという、あるにもかかわらず、別に道の駅をどこにつくるかという、そういう議論をしてるんですよ。4カ所候補に挙げて、どこへ道の駅

つくるかと、やっってるんじゃないですか。おかしな話やないですか。こないだの都市産業常任委員会では、ここにある、もうちゃんと場所、決まってるじゃないですか、こう言うわけです。こんな資料が出てきました。地場産業振興ゾーン、もう前から決まっていたところ、この資料を見たら、4カ所候補地を挙げてワーキング会議が決めていただいたという答弁、してるじゃないですか。ワーキング会議で決めていただきました、場所。常任委員会でも話ありましたね、確かに。僕も思い出しました。だから、本当に、もう議会に対して、どういうふうな形で提案をし、どういうふうなことで政策が変わってきたのかというのは、やっぱりきちっと本來說明されるべきだ。残念ながら今日まで説明されてこなかった。

寺田委員長 白石委員、そのぐらいで、ちょっとまとめてほしい。

白石委員 ほんで、何でそうなったんやという話ですわ。

寺田委員長 よろしいか。

白石委員 いや、市長、何答えんの。

寺田委員長 いや、私の方から、ちょっと言わせていただく。

白石委員、おっしゃってんのは、今、つどつどおっしゃってますけど、これは議会に対しては、一応報告をもうて、委員会も開いて、議決もしてちゃんとやっ取るんで、あと、白石委員、共産党のご意見やと思て、私は聞いとるわけでございまして、市長、答えあったら答えてください。検討、答弁あったら答えてください。

山下市長 道の駅ということをおっしゃいますけど、あくまでも事業手法の方法でございまして。この計画の継続性の問題を言われますと、当時の議会議員の私にも、つぶさに、この資料が開示をされてなかったと。当時の議員さん全員、わかってなかったと。地場産業振興ゾーンという形で出ておったということでございましてけれども、その中で、くしくも今回、同じ場所、道の駅という手法と使って、この地場産業振興ゾーンに計画をさせていただいて、議会の皆さん方に新市建設計画の変更のお願いであったりとか、合併特例債を使用させていただきたいということ、行財政改革特別委員会も含めて、また議会の議決をいただいて、これを進めさせていただいておるといふことで、皆様のご理解をいただいております。

残りのところの計画に関しましては今後、いろいろと検討をしていき、その中で考えていきたいというふうには思っております。

寺田委員長 これで最後にして下さいや。

白石委員 いやいや、そんなん答弁によりますやんか。

寺田委員長 いや、それはもう委員長としても困ります。

白石委員 そんなんは、委員長がきちっと議論をして、ちゃんとした答弁しなさいと言うてるわけやから、ちゃんとした答弁、してもらえるようにしていただきたい、このように思います。

今、事業手法としてと、こう言いました。事業手法として道の駅をつくることにしたけれども、クラインガルテンはしない。健康管理休養センターを使った健康と休養の里もしない。これ、健康と休養の里ですよ。これ、やれば、それこそ今、溝口副委員長が言ったような、やっぱり山麓地域整備計画の中で、あの施設を活用するというふうになっていっているわけ

じゃないですか。市長はクラインガルテン、地元はそんなこと考えていないと。

寺田委員長 しないと言うてないで。

山下市長 言うてないです。

白石委員 いやいや。

山下市長 言うてないです。

寺田委員長 これから考えるとおっしゃてんねやから。

白石委員 それは1市1まちづくりをするんか、そんなん知らんけどやな。だから、寺口で考えていない、しかし、ご存じでしょう。ちゃんとした寺口と葛城市との覚書の中で、寺口が墓地を、火葬場を、合併したときに、しっかりと當麻の住民の皆さんが、すぐに活用できるように、使えるようにという形で議論をしてきたわけですよ。ここの駐車場、どうしましょう。金村線、あの道路、どうしましょう。いろいろ要望の中で、寺口から要望があったんじゃないですか。私、その覚書、知ってますし、会議のてんまつ書も知ってます。9月15日に覚書を交わしてます。当時の区長さんの名前もわかります。9月15日ですよ。地元が買ってください、使ってくださいと。はい、わかりました、新市の建設計画の中で山麓の整備、開発を計画していますので、それに使いましょうということで買ってるわけですよ。だから、そんなん、地元から、そんなもん、全く考えてもいない、知らないなんて言われたら、それこそ何のために多額のお金を出して買ったんやと。それこそ、ちゃんとした引き継ぎがされなかったということではかないじゃないですか。だから、そら市長、言われるように、もう全くわからないですよ。だから、事業手法として、そういうことをしたと言うんやったら、もう計画も議会の意思決定も、そういうことはもう関係ないんだと。道の駅に、これ、地域活性化事業ですよ。10億円ですよ。それが18億円になってるんですよ。こんなことがワーキング会議、推進委員会、設立委員会でどんどん決められていって、———（削 除）———こんな状況なんですよ。

寺田委員長 それはちょっと白石委員、言い過ぎやで、—（削 除）—というのは。

白石委員 そらそうやがな。吸収源だって、そうじゃないですか。

寺田委員長 皆、議論して、そのときで賛成、反対と決めていただいて……。

白石委員 私がね、県へ行ったりね……。

寺田委員長 ちょっとストップしてください。ちょっととまってください。皆、議会で審議していただいて、反対、賛成のご意見聞いて、民主主義の世の中やから、多数決とって、前向いて行くという方法、なってんから、そういう方向づけでいったんやから、過去のことをいろいろほじくり出されたかって、これからの問題として市長に、こういう形、つくれ、こういうふうにせい、いうんやったら私、わかります。しかし、以前のこと言われて、議会の承認を得てやったもんやから、白石委員、それを承認していただきたい。

白石委員 それは、現在の議会制民主主義の流れですから、それは認めますけども、しかしね、———（削 除）———
———そんなこと言い出したら、何も議論できないじゃないですか。多数で決めたら何でもいいのかと、こういうことになるじゃないですか。

寺田委員長 ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 43 分

再 開 午後 1 時 30 分

寺田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開したいと思います。

冒頭に当たりまして私の方から白石委員に一言お願いがございます。午前中の会議で——
—— (削 除) ——とかいうご意見がございましたが、それは議事録から削除し
たいと思いますので、そういうことでご了解願いたいと思います。

白石委員 私は了解できません。

寺田委員長 了解できなかつたら、もう私……。

白石委員 委員長職権でやってください。

寺田委員長 はい、やります。そういうことで引き続き会議したいと思います。ご意見ございませ
んか。

はい、西井委員。

西井委員 私自身、いろんな議決に参画させてもらって、議決という重要な問題で— (削 除) —とい
うような話が、私見としておっしゃられるとしても、この場でやはり皆さんの意見は、いろ
んな意見があるということで、— (削 除) —とかいうふうな形の発言されたことについては、
やはり削除なりの形で、また考え方自身の差という問題もあると思いますので、やはり真剣
に考えてもらいたいと私は思います。

寺田委員長 先ほど私、言いましたように、副委員長と相談しながらやっておりますので、そういう
方向づけで行きたいと思っておりますので、副委員長、よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかに
ございせんか。

はい、白石委員。

白石委員 今、委員長が申されましたけれども、私にしては全く心外な話で、撤回するつもりはあり
ません。私はこの道の駅の問題、吸収源、これらについては政治生命をかけてやってるつも
りです。それなりに責任をとれと。責任をとらないかん法的根拠あるならば、私はしっかり
政治責任をとるつもりでおります。命はようかけません。

そこで、引き続いてお伺いをしてまいりたいと思ひます。この委員会で初めて山麓地域整
備計画基本計画が、やはりあって、それが分かっていたら他の計画そのものも、やはり考え
られたというふうなことがあったし、また道の駅については初めて事業手法の1つとして考
えた、こういうことであります。私は議会、あるいは委員会の意思として、この山麓地域整
備基本計画を2年余りかけて、やはりやってきた、そういう責任を感じてます。これは議会
議員として、所属する委員会の委員として責任を感じているわけでありまして。ですから、や
はり、どうして道の駅計画になったのか。事業手法というだけで、そんなん、なるんですか。
考えられないじゃないですか。しっかり議会にやはりかけて、委員会にかけて、やはり計画
の変更をちゃんと議論すべきではないのか。もう既に、この道の駅計画が出てきたときには
事業手法、補助金の手法、規模や内容、経営の分析、経営の手法、事業費18億円、皆出てき
たじゃないですか。違いますか。そういうことが全く議会の関与しないところで決まっ

て、去年の10月25日に出てきた。そこからじゃないですか。だから言ってるわけですよ。だから議会の役割として、しっかりとした仕事をせなあかんの違うか、こういうことを言っているわけですよ、私は。まあ、わかりました。とにかく道の駅は、このまま何が何でも、これはやるんだということでもあります。どうして、そういうふうに変更されたのかは全く開示請求しても会議録も提案されないし、全くわからない。場所の決定もわからない。そういうことで今、事業が進められたということが、ここで一応確認できたというふうに思います。

私は、いろいろ調査をしてみました。商工会の土地があるということは、もう前の一般質問で明らかにしました。これは平成16年に合併する前に購入されている、これは都市産業常任委員会でも副市長から、どのような調査をされたかわかりませんが言及がありました。それはそれで、だれかからお聞きなっただろうというふうに思いますから、いいと思いますけども、その他の土地についてもお調べになってるんだろうと、こういうふうに思います。その土地にワーキング会議に参加していた人の土地があるか、お伺いしたいと思います。

寺田委員長 はい、部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

具体的な商工会の土地であるとかいう話、そういった話は今後の、商工会に限らず個人様もいらっしゃるので、今後の事業の遂行、また団体、個人の資産にかかわることでもありますので、私からの回答は差し控えたいと思います。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 部長からすれば、それは当然の答弁だというふうに思います。私が調査した中には、商工会の土地を含めて、ほかにワーキング会議のメンバーの方が、あるいはメンバーの家族の方が持っている土地が、やはり3人おられます。5筆ぐらいあったかなと記憶をしております。また、山麓整備整備基本計画等の議論に参加した、いわゆる当事者も、やはり土地を持っているということもわかっております。そういうことからしたら、私はこの事業の正統性、公正性という点で、本当に世間に胸張って言えるのか。ワーキング会議は一般質問でのご答弁のようにワーキング会議に設置場所を決めてもらいました、こういう答弁なんですよ。また、このパシフィックコンサルタンツがつくった報告書でも、そのように書いております。4カ所の中からワーキング会議で決めてもらった、そういう話であります。そういう当事者が、やはり場所の設置、あるいは道の駅事業に深く、やっぱりかかわってきている。更に、このワーキング会議だけじゃありませんね。推進委員会というのが、これはもう商工会の会員だけの委員会じゃないですか。これは設立委員会ができるまでのつなぎとして施設の規模や内容について協議いただいて結論を得るためにやってきた、そういう答弁でありました。そして、設立委員会に施設の規模や内容、運営の方法、経営の分析、そういうものをご協議し、結論をいただくと、こういう答弁であります。推進委員会は、まさに商工会丸々16人全員が商工会の会員です。設立委員会、34人のうち17人が商工会の会員であります。商工会の土地が、そこにあるんですよ。だれだって、これ、利害関係者じゃないんですか、こう思うでしょう。だれだって普通、思うじゃないですか。それは副市長、首を横に振りますけど、私は

そう思いますよ。皆さん、どう思われるか一々聞きはしませんけど、そう思います。

道の駅に変更至る経過、私、話しましたね。そうでしょう。道の駅と出てきたのは商工会の案しかなかったじゃないですか。もともと、その土地は地場産業振興ゾーンであったんですよ。商工会、何も言わなかったって山麓地域整備計画で、そこで地域交流センター、交流広場をつくって、交流センターの中では農産物、いろんな食料品の販売、そういうこともやろうということになってたじゃないですか。そこを、わざわざ道の駅をつくる。これが事業手法の1つだということじゃないですか。だれだって商工会のかかわり、出てくるじゃないですか。

そこで私は市長に聞きたい。市長が去年の12月定例会で出馬表明をしました。後で聞いてみますと、あらかじめ商工会や体育協会から出馬要請をされていた。これは私、事務局長さんに電話で確認しました。「いやいや、商工会違いまんねん、商工政治連盟葛城支部。」「あ、そうでっか、違いまんのか、会長さん、だれですか。」「いや、それは商工会の会長と一緒にすねん。」「推薦しまんのか。」「いや、それは行きがかり上、そら、します。」それで私は6月定例会の一般質問の中で6月28日には市長の後援会の発足総会ありますね、その経過を見守りたい、そこで質問、終わりました。商工会のかかわりの中でお話をしました。もう市長、言いにくいでしょうから、言っときます。発足総会で市長の後援会の会長、これは商工会の会長さんがなられています。これ、利害関係、あるんじゃないですか。これ、ちょっときちっと市長からご答弁をいただきたい。

寺田委員長 その前に、ちょっと白石委員にお願いでんねんけど、できるだけ決算に係るようなご質問を願いたいと思いますんで、よろしくお願いします。

はい、市長。

山下市長 あたかも、この事業をやる見返りに、まるで商工会が私を応援するようなミスリードをするような質問、発言、これは私としては到底認めがたいものでありますし、そんな事実は一切ございません。変な勘ぐりをされておるんだらうと思いますけれども、当初から商工会の土地がここにあり、白石委員がさっきから何度も力説をされてるように、そのときから商工会館も含めて地域の計画、市の計画の中にあつたということは……。

白石委員 商工会の会館はありません。

山下市長 いや、商工会館、あつた。

(「ゲートタワー」の声あり)

白石委員 本編でしょう、それは。

山下市長 え、入ってあるじゃないですか、この中に。商工会館と書いてあるじゃないですか。

白石委員 本編じゃないですか。山麓地域整備基本計画、どこに書いてますねや。

寺田委員長 市長の発言を認めます。

山下市長 当初から商工会が持つておる土地の計画の中に入っておつた。それを、こないだの都市産業常任委員会の中で皆さんの中で披瀝をさせていただいた上で、当時のそこにいらっしやつた議員さんも、ここでやることは問題ないということで確認をとるような状況やつたと思いますけれども、それ以上でも、それ以下でもございません。そういうことでございますし、

選挙のことは一切関係ないということだけ明言をさせていただきます。

寺田委員長 はい、わかりました。

はい、白石委員。

白石委員 それは、もうそれでいいんですよ。関係ないと、こう言ってくれたらいいんじゃないですか。私は実際に道の駅に事業計画が変わった、そういういきさつが全くわからない。開示請求しても会議録も出てこない。全く山麓地域整備計画もない、都市マスにもない。我々、議論してきたんですよ。それがやっぱり去年の10月25日で一転して道の駅になったわけです。もう、ほかの事業はなしですよ。こう、私は事実を言うてるだけであって、そんな中で、おかしいんじゃないですかという。私はありませんと、それでよろしいやんか、それはそれでね。そんなん、こんなところで、ありますなんて言われたら、えらいこっちゃ。

寺田委員長 白石委員、ちょっと待ってください。副委員長に、ちょっと一言言うてもらいます。

溝口副委員長 私も議員になって、まだ3年目なんですけど、過去、合併当時、1年間、葛城市の市会議員を31名体制でやりまして、あのときに、実は思い出しますと、商工会の会長さんが初年度の合併当時、葛城市の商工会の互礼会で、こういったことを述べられました。それは、商工会会長としての夢を語られたんですが、あそこへ10階建てのタワービルをつくるなりして、奈良県の玄関口として活性化を図りたいというようなことを言われました。当時、1年目なんです。10月に合併して1月の互礼会、新年会ですよ。ということは、当時から商工会は、そういう夢を持っておられたということだと思います。これが1つの事象です。

そして、もう一つは、白石委員がずっと言われてることにに関して言いますと、少なくとも私の私見ですけども、地場産業振興ゾーンと地域活性化事業と、どこが違うんですかと言いたいです。同じでしょう、ほとんど。ただ、その中で地域活性化事業を行う上で、活性化する上で、手法として道の駅を国の補助をいただきながらやれる事業を手法として用いた。そして、更には議会に対しては、行財政改革特別委員会等に図られて、新市建設計画の見直しをされた。そして、それを行財政改革特別委員会では承認しまして、そこから少なくとも給食センターとか、いろいろなことがあって、新市建設計画自体を見直すに至って、国へ申請をかけ許可をされたという経過があると思います。ですから、そういった点の経過は議会として、また委員会として、行財政改革特別委員会もしかり、都市産業常任委員会もしかり、きちっとした議会の決定機関を経て事業の推進を既に行っていると私は認識してます。

更には、これは要するに山麓地域総合計画、基本計画の解釈の違いだと思いますが、個々に示されてる4カ所のゾーンについて、今は新道の駅ということが地域活性化事業という名前に変え事業を推進してありますが、ほかの事業は、市長も繰り返されてますが、やめたわけではないわけですよ。私は市長から、少なくともほかの事業から撤退をし、今のこの地域活性化事業のみを推進するという言葉を聞いたこともありませんし、ほかの地域活性化事業に関しては新市建設計画の10カ年の計画の中では遂行されないかもわかりませんが、葛城市というのは、まだまだこれからずっと続くわけですから、住民の皆さん、地域の皆さんとの意見交換のもとに着手するということもある得るし、変更もあり得るし、いやいや、なかなか財政面でしんどいから、そういうことの見直しをかけますとも言えるし、これは首長の手腕

のもとでやっていけることだろうと思っております。そのあたりは、ですから非常に議会に対して、やはりきちっとした過程を経て、審議を経て採決をし、議決をし、事業の推進が行われているということを職員皆さんも認識されてると思えますし、当委員会にも出席、委員外議員の方も認識をされていると思っておりますので、その点、誤解のないように、一言申し述べたいと思います。

以上です。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 溝口副委員長から、わざわざお話をいただきました。溝口副委員長が言われるように、地域活性化事業と地場産業振興ゾーン。地域活性化事業の中に地場産業振興ゾーンがあるんですね。それとクラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里があって、そしてたいま温泉、あそこは別で、地域活性化事業でなくて別建てで健康と休養の里、4億円でやろうというようなのが計画なんですね。しかし、今回の新市の建設計画のこの間の見直しの中で、歴史散策道そのものも消えました。健康と休養の里も消えました。クラインガルテンも消えました。ソバの花咲く里も新市の建設計画、消えましたから当然、合併特例債を使って、やはりやろうということではなくなりました。合併特例債を活用した、いわゆる新市の建設計画の中の事業としては、この道の駅、18億円に集約されたということでもあります。このことは、まぎれもない事実であります。

私は本当に事務事業がどのように推進をされてきているか、こういうことについて、議会として、委員会として、議員として、そのことに対して法律や条例や規則、計画に基づいて、やはり議論をし、チェックをし、できるだけ市民の、地域の活性化、市民の福祉の増進のためにやっぱりやっていく、このことが使命だというふうに思っています。これはお互い共通した認識で仕事できるはずなんです。だから、私、本来は人のええ人間で、こんなん、市長の目の前で、副市長の目の前で、こんなこと言う人間違う。よろしおまん、そらもう行きましよ、行きましよ、と。しかしね、やっぱり譲れんところは譲れん。

もうこれは吸収源、1回だけ、これは言うときます。吸収源で寄附金の徴収をなされるということでもありますけども、地方財政法逐条解説、ぎょうせい出版している、いわば私たちの、それこそバイブルですね。これは自治相の事務次官だった石原信雄さんが現役のときに同僚とともに書き上げたものでありますけれども、この中で、やはりこういう法律、これは地方財政法の4条の5の規定を挙げて、これは強制的な寄附金の徴集の禁止という項でありますけれども、この法律には罰則規定はありません。ですから、じゃ、どうやってこういう税外負担を解消するために、当事者同士が努力をしていくべきかという指針を示しているんですね。こういうふうに言われています。本法は国と地方自治体、地方公共団体双方間の財政秩序を定めた法律であるので、本条に違反してなされた寄附行為も割り当てた地方公共団体等の政治責任は別として、手法上有効に成立し得るものである、そういうことなんですよ。私もそういうことだなと思います。本条の違反行為に対しては別段、制裁の規定はないが、ここからなんです、関係者相互の良識により、その絶無を期すべきものと考えられる。こういうことです。私は、こういう精神、こういうような趣旨で、この吸収源もそうで

すし道の駅もそうです。やはりお互いが妥協し、歩め寄えるところは歩み寄っていけばいいじゃないかということでやってきました。そして吸収源については、いっぱい寄附あったんですよ。道路つけるんでも寄附、水路を直すんでも寄附。しかし、みんなの努力で一遍にはなくならない。少しずつなくしていこうということで当事者同士が努力をしてやってきた。私は、いつも防火水槽、言います。もう目、三角にして言いやします。やっぱり何とかしていきましょうよ、改善しましょうよと、こう言うていく。それはやはり時間がかかることなんです。しかし、法律の趣旨にのっとって、その目標に向かっていきましょうという、そういうことなんです。葛城市のまちづくりも、そうじゃないですか。考えが違ったって、市民のために、葛城市の発展のために、ここへ向かって行こうということで、あ、そらええこっちゃ、市長行きますよ、こういうことで私はやっていきたいと思っていた。しかし、残念ながら吸収源を契機に道の駅、学校給食センター設置場所、本当にこれでいいのかということで、私は一般質問や委員外議員の発言、あるいは本委員会、予算委員会等で議論をしているわけでありませう。

この程度で。委員長、ありがとうございました。

寺田委員長 ほんなら、それで終わってください。ほかにございませうか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでしたら、次に移りたいと思います。引き続き7款消防費から最後の12款予備費まで説明を求めませう。

(「入れかえしますので5分ほど休憩」の声あり)

寺田委員長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時05分

寺田委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。7款消防費から最後の12款予備費までの説明を求めませう。

山岡会計管理者。

山岡会計管理者 会計課の山岡でございませう。

99ページ消防費より説明申し上げます。7款消防費では全体の支出済額といたしまして4億4,313万8,058円でございます。1項消防費、1目常備消防費では3億8,745万7,826円の支出でございます。めくっていただきまして100ページ、主なものといたしまして11節の需用費で1,358万5,532円、19節の負担金補助及び交付金で1,621万7,290円でございます。めくっていただきまして102ページ、2目非常備消防費では2,976万7,621円の支出でございます。主なものといたしまして1節の報酬で1,838万1,000円でございます。次に3目消防施設費では1,816万3,845円の支出でございます。主なものといたしまして15節工事請負費で1,255万4,850円でございます。次に4目災害対策費では774万8,766円の支出でございます。めくっていただきまして104ページ、主なものといたしましては19節の負担金補助及び交付金で324万700円でございます。

次に、8款教育費では、全体の支出済額といたしまして15億8,511万4,366円の支出でございませう。

います。1項教育総務費、1目教育委員会費では154万4,320円の支出でございます。次に2目事務局費では3億82万3,900円の支出でございます。めくっていただきまして106ページ、主なものといたしまして13節委託料で2,349万998円、28節繰出金で1億2,880万円でございます。次に、3目スクールカウンセラー事業費では957万2,330円の支出でございます。主なものといたしまして7節の賃金で710万4,000円でございます。次に、2項小学校費、1目学校管理費では3億8,917万3,305円の支出でございます。めくっていただきまして108ページ、主なものといたしまして11節の需用費で3,372万1,401円、13節委託料で2,777万4,677円、15節工事請負費で2億6,511万2,829円でございます。次に、2目教育振興費では4,314万3,754円の支出でございます。主なものといたしまして11節の需用費で1,697万4,191円、めくっていただきまして110ページ、20節の扶助費で1,553万4,834円でございます。次に、3項中学校費、1目学校管理費では8,056万1,155円の支出でございます。主なものといたしまして11節の需用費で1,971万9,565円、15節の工事請負費で1,071万7,959円でございます。次に2目教育振興費では2,673万4,783円の支出でございます。めくっていただきまして112ページ、主なものといたしまして18節の備品購入費で442万933円、20節の扶助費で1,181万9,215円でございます。次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費では2億510万5,073円の支出でございます。主なものといたしまして7節の賃金で2,796万8,190円、11節の需用費で824万3,910円でございます。次に2目教育振興費では342万4,839円の支出でございます。

めくっていただきまして114ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費では4,439万8,319円の支出でございます。主なものといたしましては19節の負担金補助及び交付金で930万3,016円でございます。次に2目人権教育推進費では308万9,540円の支出でございます。めくっていただきまして116ページ、3目文化財保護費では1,859万6,771円の支出でございます。主なものといたしましては19節の負担金補助及び交付金で1,428万3,000円でございます。次に、4目公民館費では1億1,891万9,180円の支出でございます。主なものといたしまして13節の委託料で1,531万719円、17節の公有財産購入費で3,583万9,272円、19節の負担金補助及び交付金で1,369万170円でございます。めくっていただきまして118ページ、5目コミュニティセンター管理運営費では788万4,877円の支出でございます。次に、6目文化会館費では9,259万4,331円の支出でございます。主なものといたしまして11節の需用費で2,372万266円、13節の委託料で3,214万6,191円でございます。めくっていただきまして120ページ、7目図書館費では7,753万6,466円の支出でございます。主なものといたしまして7節の賃金で898万7,245円、15節の工事請負費で1,153万9,500円、18節の備品購入費で1,008万9,175円でございます。めくっていただきまして122ページ、8目歴史博物館費では4,612万540円の支出でございます。主なものといたしまして11節の需用費で791万1,903円、13節の委託料で888万1,540円でございます。次に、6項保健体育費、1目保健体育総務費では1,300万4,481円の支出でございます。めくっていただきまして124ページ、主なものといたしまして19節の負担金補助及び交付金で1,063万2,510円でございます。次に、2目体育総務費では1億288万6,402円の支出でございます。主なものといたしまして11節の需用費で2,426万982円、13節の委託料で1,331万7,834円、22節の補償補てん及び賠償金で2,940万円でございます。

次に、9款災害復旧費費では全体の支出済額といたしまして2万870円でございます。めくっていただきまして126ページ、1項農林水産施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費では支出はございません。2目農業災害復旧費では4,920円の支出でございます。2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費では1万5,950円の支出でございます。

次に、10款公債費では、全体の支出済額といたしまして12億412万8,722円でございます。1項公債費、1目元金では23節償還金利子及び割引料で10億5,790万3,856円の支出でございます。2目利子では23節の償還金利子及び割引料で1億4,616万177円の支出でございます。3目公債諸費では6万4,689円の支出でございます。

次に、11款諸支出金では、全体の支出済額といたしまして9億793万9,030円でございます。1項基金費、1目財政調整期金費では25節の積立金といたしまして8億999万4,940円でございます。2目減債基金費では25節積立金で780円でございます。3目公共施設整備基金費では25節の積立金で301円でございます。4目社会福祉振興基金費では25節の積立金で8万4,677円でございます。次に5目緑化基金費では、めくっていただきまして25節の積立金で20万1,851円でございます。6目公営住宅基金費の支出はございません。7目教育基金費では25節の積立金で755円でございます。8目土地開発基金費では28節の繰出金で24万838円でございます。9目体力づくりセンター整備基金費では25節の積立金で2,643万4,253円でございます。10目ふるさと創生基金費では25節の積立金で76万1,090円でございます。11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では25節の積立金で7,021万575円でございます。2項雑支出金1目雑支出金では23節の償還金利子及び割引料で8,970円の支出でございます。

予備費の支出はございません。

歳出合計といたしまして予算現額149億7,008万1,400円、支出済額132億4,887万7,612円、翌年度繰越額といたしまして継続費通次繰越分で4億3,879万3,600円、繰越明許分で5億4,065万1,750円、不用額といたしまして7億4,175万8,438円となっております。

めくっていただきまして130ページ、財産に関する調書でございます。(1)の公有財産、土地及び建物を総括で説明させていただきます。なお明細につきましては省略させていただきます。行政財産、その他の行政財産で、消防施設費で、土地で、平成23年度中に134平方メートルふえまして年度末では2,511.13平方メートルになりました。公共用財産といたしまして、その他の施設で8,384.54平方メートルふえまして20万4,121.38平方メートルになりました。建物部分では延面積といたしまして1,371.81平方メートル減りまして5万8,642.79平方メートルになりました。普通財産の宅地等では4.36平方メートル減りまして3万3,786.12平方メートルとなりました。合計といたしましては、土地で決算年度中に8,514.18平方メートルふえまして、年度末では69万2,862.56平方メートルになりました。建物では1,371.81平方メートル減りまして12万7,635.28平方メートルとなりました。

めくっていただきまして133ページでございます。(2)の山林、(3)の物権ともに決算年度中の増減はございませんでした。めくっていただきまして134ページ、(4)の出資による権利でございますが、これにつきましても決算年度中の増減はございませんでした。

次に2番、物品でございます。増減のある部分のみ読ませさせていただきます。自動車の乗用

車では1台ふえまして4台に、自動車の収集車で2台ふえまして16台に、自動車のダンプカーで3台ふえまして8台で、軽自動車で1台ふえまして51台となりました。

次、めくっていただきまして136ページ、3番、基金でございます。(1) 財政調整基金では決算年度中に8億999万5,000円積み立てまして、年度末では26億3,690万7,000円となりました。土地開発基金では現金部分で24万1,000円積み立てまして1億935万7,000円となりました。(3) のふるさと創生基金では、現金で76万2,000円積み立てまして1,713万8,000円となりました。(4) の教育基金、(5) の減債基金につきましては年度中の増減はございません。(6) の社会福祉振興基金では8万5,000円積み立てまして年度末で2,427万8,000円となりました。(7) の緑花基金では20万2,000円積み立てまして年度末で1,585万8,000円となりました。(8) の公営住宅基金は増減はございません。(9) の公共施設整備基金についても増減はございません。(10) の体力づくりセンター整備基金では2,055万円を積み立てましたので、年度末では2億8,303万3,000円となりました。(11) の国民健康保険高額療養費貸付基金、(12) の福祉医療費貸付基金についても増減はございません。(13) の国営十津川紀の川二期事業費償還基金につきましては7,021万1,000円を積み立てまして、年度末で1億4,021万1,000円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。

寺田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 それでは消防費についてお伺いをしてまいります。ページは、103ページであります。3目の消防施設費の委託料並びに工事請負費、それから公有財産購入費、それから負担金補助及び交付金に係る備考で示されております消火栓新設等工事委託料、この事業の実施の内訳等、財源についてお伺いします。

更に工事請負費、これは防火水槽だと思うんですけれども、設置の内容と、その財源についてお伺いをいたします。防火水槽等用地購入費、これについてもご説明を求めておきたいと、このように思います。更に消防施設整備事業補助金、この事業の内容と補助金の内訳についてご説明をいただきます。更に地域防災組織育成助成事業補助金200万円についても、あわせてご説明を願いたいと思います。

以上です。

寺田委員長 伏見課長。

伏見警防課長 消防本部警防課、伏見です。よろしく申し上げます。ただいまご質問いただきましたことについてご説明を申し上げます。

まず初めに、消防施設整備事業の消火栓の新設工事委託料についてでございますが、これにつきましては平成23年度、4カ所整備をいたしました。内訳といたしましては南藤井地区で1カ所、それから脇田地区で3カ所、計4カ所でございます。それから防火水槽の設置工事請負費につきましては、大字寺口地区におきましては大字要望によりまして、40トンの耐震性の防火水槽を1基設置いたしました。

続きまして、防火水槽設置に伴う用地購入の件でございますけれども、用地購入につきまし

ては、平成23年度で大字寺口の防火水槽設置工事に伴いまして、その防火水槽用地等について葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例に基づく事業認定申請が7月に寺口区長より提出がございました。同条例の第4条の規定により用地取得事業の審査委員会の認定に付させていただきますものでございます。面積は134平方メートル、約40坪でございます。事業の目的につきましても、消防水利施設充実のため設置する防火水槽の用地及び災害発生時の活動用地として利用するものでございます。

寺田委員長 もう1点。

伏見警防課長 申しわけございません。まず防火水槽の設置工事の財源内訳についてでございますが、起債事業といたしまして防災基盤整備事業で事業費の75%でございます、地方交付税の参入率は30%ということでございます。それから地元の負担金につきましても、事業費の1割でございます。

白石委員 1割、10%やな、125万円ですね。

伏見警防課長 はい。以上でございます。

寺田委員長 はい、よろしいか。

白石委員 消火栓は。

寺田委員長 課長。

伏見警防課長 消火栓の財源内訳についてでございますが、起債事業としてはございませんで、大字の寄附金といたしまして事業費、工事費の1割を地元から寄附金としていただいております。以上でございます。

寺田委員長 はい、菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。よろしく願いいたします。地域防災組織育成事業補助金についての説明でございます。

これにつきましては平成23年度、コミュニティ助成事業の助成申請を行われた竹内自主防災会の分でございます、消防ポンプなどの資機材の助成をお受けになりました。この事業は財団法人自治振興センターが宝くじ社会貢献広報事業として受け入れる受託事業収入を財源として行われておるものでございます。関係書類に実績報告、領収書などを添えまして県に提出いたしますと、歳入として、歳入部分の19款諸収入、3項雑入、4目雑入で200万円をお受けしたものでございます。

以上でございます。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 1つだけ聞いておきたい。消防施設整備事業費補助金、これは3分の1でしたかな、補助率は。

菊江生活安全課長 全額でございます。

白石委員 全額。

寺田委員長 挙手しなさい。

はい、高橋次長。

高橋消防本部次長 消防本部次長の高橋でございます。先ほど白石委員からご質問のありました消防

施設費の負担金補助及び交付金の中の消防施設整備事業補助金でございますが、これは大字で設置されます消火器具の格納する格納庫、それからホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓キー等の整備に係る費用の3分の1を市の方で補助をさせていただいております。

以上でございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

はい、吉村委員。

吉村委員 それではお伺いします。

115ページの、この中の負担金補助及び交付金、19節ですね。そこにいろいろ団体に対する補助金、ありますけれども、これは公益性のある団体に対しての補助金の金額の決め方、その基本的な決め方をちょっとお伺いしたいと思います。それと121ページの図書館費なんですけれども、備品購入費、これ、図書館の本ですね。新刊を購入するものと、それから廃棄するもの、それが何冊あったかということですね。それもお伺いしたいと思います。

まず、それだけ先に。

寺田委員長 はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。ただいまの吉村委員のご質問でございますけれども、負担金につきましては、教育委員会といたしましては特に基準というものは設けておりませんで、これからまた見直しにつきましては考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

寺田委員長 見直しの中身、もっとわかりやすく、やっぱり委員に説明してくれんとあかんで。

はい、教育長。

大西教育部長 基準の件でございます。今、部長が申し上げましたように、明確な明瞭な数量的なもので、この団体について、これだけの額というようなものは決められていないようで、これまでの経緯で年度年度、団体に補助額というのは継続して予算支出させていただいているところでございます。それが実情に合うかどうかにつきましては、またそれは時間の経過とともに、いろんな角度から検討していかなきゃならないという、こういうご意見をいただいたのも事実でございます。しかし、繰り返しますけれども、年度の予算につきましては、今までの経緯を、これを大事にして予算支出させていただいたところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 吉村委員、よろしいですか。

吉村委員 まだ、ちょっと、質問がまだ。

寺田委員長 はい、米田課長補佐。

米田図書館補佐 當麻図書館の米田です。よろしく申し上げます。

図書館の図書の購入冊数なんですけれど、昨年度、新庄で3,304冊、當麻で2,384冊購入しております。廃棄冊数なんですけれど、昨年度、新庄で180冊、當麻で5,355冊廃棄しております。

以上です。

寺田委員長 はい、吉村委員。

吉村委員 団体の補助金の、予算のときもちよっとお伺いしたんですけれども、公平性を保つというか、市民の皆さん、いろんなことで各団体の補助金のことを、よくご存じなんでね、説明ができるように、経緯で昔からこの金額だから、このままというふうに予算づけしないで、人数とか貢献度とか、いろいろ基準はこれから決められると思いますけれども、本当に皆さんに説明して理解していただける基準を設けていただいて見直ししていただきたいなというふうに思います。

それと、図書費として、当麻が5千何冊ですよ。それは、どういった理由ででしょうか。

寺田委員長 はい、米田課長補佐。

米田図書館補佐 当麻図書館の米田です。よろしくお願いします。

予算委員会するときにも言っていたんですけれど、当麻図書館の図書の保管場所は、確かに手狭になっておりまして、もう平成23年度ではスペース不足に陥って、これまでどおり蔵書することが大変困難になってきました。それで、古くて利用の少ない小説や、新庄図書館にも蔵書があるものを除籍して保管場所を設けていましたが今回、陸前高田市に寄贈する予定に、陸前高田ゆめプロジェクトといいまして、除籍した本を一旦、そのブックオフに出していただいて、その分で本を売ったお金を陸前高田市に寄贈するというのをさせてもらって今回、このときにはまだ出していなかったんですけど、きのうの時点で11箱出させていただきました。

以上です。

寺田委員長 はい、吉村委員。

吉村委員 ちょっと図書の方で投書が来ていまして、一部分読ませていただきますけれども、図書館において、被災地に寄附という名目のもと、たくさん新しい本を廃棄処分しています。特に、当麻図書館では、昨年購入した本2,600冊に対して処分したりした本は7,000冊に及んでいますと、書いたとおりに読みますけれども、職員さんは、何でもかんでも手当たり次第処分して捨てています。金額にして700万円以上にもなっていると聞き及んでいます。これって、私たち市民の税金から買っているものではありませんかというのを投書をいただいているんですけれども、新しい本も処分なさっているんでしょうか。

寺田委員長 はい、米田課長補佐。

米田図書館補佐 当麻図書館の米田です。

いえ、そんなことはありません。新しい本を、確かに去年買った本とかを、そんなに処分することはないです。それは一応、今のところは閉架といって書庫とかに入れてあります。だから、その新しい本がというのが出ているというのは、それは寄贈された本ではないでしょうか。寄贈されて、新庄図書館や当麻図書館にある本でしたら、寄贈された本でしたら、新しい本が出る場合もあるんです。ブック、例えばリサイクルとか、そういうことに。そんな、もう本当に読めなくなった本とか、例えば修理に耐えられないような本とかでしたら除籍させていただいてしていますけれども、そういうことは一切ないです。

以上です。

吉村委員 わかりました。そしたら、これから予算づけされるので、スペースがないというのである

んでしたら、それはちょっと考えて予算づけしていただきたいというふうに思いますけど。

寺田委員長 はい、市長。

山下市長 こういう不名誉な投書があるということ自体が考えなければならないということだと思いますけれども、しっかり教育委員会に、もう一度、きちっと中身の整理をしながらやっていくように、いま一度要請をしておきます。それと当然、いろいろと本が、毎年毎年、寄贈されて、その冊数が、私も読まなくなった本とかを図書館に寄贈したこともございますけれども、そういうものが図書館で購入している本と合致した場合に、2冊、3冊重なっている場合は、それを処分するということはあるでしょうけれども、皆さんの税金を使わせていただいて買った本を、すぐに、それを処分するなんていうことは全くあり得ない話でございますから、そのあたり、十分に吉村委員もご理解をいただいた上で質問をしていただいているとは思いますが、そのようなことは一切ないと、その話、もし個人さんが、投書で来ているからわからないでしょうけども、そのような話があれば、また、そんなことはないよというふうにおっしゃっていただきたいなというふうに思います。

寺田委員長 よろしい。ほかにございませんか。

はい、副委員長。

溝口副委員長 教育関係で、ちょっとお尋ねしたいんですが。ページ数を言うと、たくさんに分散していますので。

実は、当定例議会の始まる前に、教育に関する事務の点検及び評価報告書というのが議会議員に提示されているんですが、実は、これをつらつらずと読みますと、評価シートの表現ですね。評価シートの評価方法。特に私、目についたのは、この事業の課題、問題点というところと、評価の説明というのがありますね、まず。それと、次に事業の課題及び問題点というのがありまして、その次に有識者の意見というのがあるんですが、これらを年度ごとにいただいて、私もずっと参考にさせていただいているんですが、今年度を見まして特に思ったのは、一般質問でもさせていただいた、いじめ問題、それから学童の通学路の安全対策、これらについて評価、要するに緊急時評価といいますか、一辺倒の年度事業、主要事業というのは、ここで報告されているんですが、それ以外に、じゃ、いろんなことに取り組んでいないのかなと。例えば、議会でも言われていた、一般質問でも聞かれていて、何度もしつこく言われるような例の短縮ですね。夏休みの短縮によるゆとり教育から実態教育を成果を上げようというそういったこととか、それから、いじめ問題についてアンケート調査をして、どのように、その年度に起こった事象を処理していくのか。それから学童の緊急時の対策について、どのように意見を集約し処置をしたのかというのが、この教育に関する事務の点検及び評価報告書に全く出ていない。じゃ、何が書かれているかというところ、例えば工事であったり、スクールカウンセラーであったり、いろんな一般的に事業を展開している内容についての評価、そして、それに対する専門、知見者、要するに有識者の意見を記載されて、じゃ、次に、どのように反映するかというところの反省文的なものが書かれているんですが、私が一般質問で質問させていただいた、緊急を要する教育の関係事項について、本当は、やはりここにあるべきではないかなと。計画事業以外のものについて、どのようにされているかと。

なぜ、こういうことを聞くかといいますと、もう報道等でわかっておられるように、教育の分野で隠し事があったり隠ぺい工作があったり、いろんなことをされているんですね。葛城市では、そういうことはないというふうに確信はしておりますけども、そういったことを、やはり成果として報告をするのが評価報告書であろうと思うんですが、このあたりの取扱い、これをどのように取り扱われているのか、教えていただきたい。

寺田委員長 教育長。

大西教育長 今ご質問いただいています、お手元の資料、皆さんお持ちの教育に関する事務の点検及び評価報告書、この間、議長様に、議会の皆さんにお渡しさせていただきました。これはあくまで、私ども教育委員会の事務事業につきまして、予算を措置させていただいて、その事業についてを評価するという内容でございます。対象がそこになっております。

今、ご質問いただきました、いじめとか、それから通学路、登校等につきましては、指導に係る部分でございまして、もちろん私どもとしましては事務というよりも指導事項ということになるかと思えます。この評価につきましては、この事務点検、ここにはちょっとなじまない部分になってくるかなというふうに思っております。あくまで学校現場での成果ということについては別途、私どもとしては、別な資料等々で報告を求めているという、こういうことでございますので、それを、ここに載せていいものかどうかにつきましては、また、今ご意見をいただきましたので、それに添うものかどうかは、また内部で検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

寺田委員長 はい、副委員長。

溝口副委員長 そしたら1点、少し中身について入りたいと思うんですが、平成23年度の主要施策の中で、来年度以降の方向性について、集計結果は以下のとおりですというふうに示されているんですが、少なくとも縮小するとか廃止をするというものは、この報告書には見当たらない。特にあるのは、重点化する、このまま継続するというものがウエートを多くを占めているわけですが、更に重点化するとか、このまま現状のまま継続する。このあたりについて、更に重点化するという分類の方法、これが8件出ていますよね。更に重点化するという件数が8件出ている。これの今後の取扱いというのは、どのようにされようとしているのかをお聞きしたい。

寺田委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしく申し上げます。

更に重点化するとかいう事業の方向性のところでございますけども、これにつきましては、各課の方で、この評価報告書をもう一回再検討いたしまして、どういうふうにしていったらいいかという検討を更に加えて、これ、平成23年度になりますので、平成24年度はもう事業が進んでおりますので、平成25年度について検討を加えていきたいと考えております。

寺田委員長 はい、副委員長。

溝口副委員長 これで終わりますけども、少なくともこれ、非常に貴重な資料だというふうに思うんです。教育の、はっきり言って事務事業ですから、工事とか、そういったところは別として

も、市長が力を入れておられる、例えばスクールカウンセラーの充実とか相談員、両中学校にわたっての相談員に活躍してもらおうとか、例えば学校の評価委員制度とか、子どもたち、若者の育成支援事業なんていうのは、これは少なくとも私、ずっと注目している子どもの分野における当市の重点課題、非常に大きなウエートを占めて、大きな予算をつけて事業を展開している分野の、その中で大きな部分を、この教育という分野に、私は、市長は傾注されていると思っています。ですから当然、この評価報告書は活かさなければならぬわけでありまして、先ほど言われた、やはり評価シート、少なくともこれだけの冊子を、例えば事業ごとに担当者は別におられると思いますが、やはり関係者が寄って、これをやはり分析し、どこに本当に重点をかけていかなあかんのか、これからどうしようか。それとか、もう1点は、これをもう少し貴重な資料として活用していただきたいという要望が1つ。それともう一つは、先ほど言われた、この報告書にはなじめないかもわからないですが、緊急事態の、教育分野での緊急事態というのは、非常にもう差し迫ったものがあるわけですね。そういった部分を、やはりきちっとした報告の中で、例えば今やられている、平成18年からやられていた、いじめ問題のアンケートの結果、それを平成18年、19年、もう平成24年ですから、少なくともそこまでの集約した実態をやはり分析して、葛城市としてどのように対処していこうとしているのか、こういった見通しをつけながら、ぜひとも教育分野において、そういった行政に向けて市民が苦情を言うようなことのないようにね。これは私、唯一、本当に市長の、唯一言うたら失礼ですが、市長の力を入れてはる子育て、教育、そういう分野に、言葉は悪いですが、汚点を着けないように、関係諸種、頑張ってくださいなということを書いて終わりたいと思います。

寺田委員長 ほかにございませんか。

はい、吉村委員。

吉村委員 それでは体力づくりセンター、ウェルネスですけれども、今、市側の管理体制はどうなっているのかということ、お聞きしたいと思います。

それともう1点、以前より山間部に防災倉庫ということで今度、設置していただくということになったというのでお礼申し上げたいと思いますけれども、そのかぎを職員さんだけ持つというふうに聞いているんですけれども、地元は全然かぎを渡していただけないのか。いざというときに、中にあるものにも関連しますけれども、地元でかぎを持たないと意味がないかなというふうに思うんですけど、その点も、ちょっとお願いします。

寺田委員長 はい、菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。よろしく申し上げます。

このたび補正をさせていただきますして、山麓地域に防災倉庫2カ所を建築させていただく計画でございます。これに係る防災倉庫の管理について、市管理、また地元管理というふうなお話でございますけれども、倉庫には葛城市防災倉庫という形の中で用意をさせていただく計画を持っております。こうしたことから現在、既存として防災倉庫を管理しております部分につきましては、全て市管理とさせていただきます。今、このたび新たに設置する部分については、地元と共有管理するということにつきましては、今後ともよく協議いたし

まして、今の考えといたしましては、中に入れさせていただくものも市で整備するものを入れさせていただきたいと、このように考えている都合上、管理もございまして、原課の方で管理させていただきたい、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 はい、市長。

山下市長 担当の課長の方は、そう厳格に申しておりますけれども、災害時、やはり一番近くにいるのは現地の住民ですから、やはり現地の人たちがそれを使えないと意味がないということもありますんで、今後、しっかりと検討をして、地元の方々にも管理もお手伝いしていただけるような方向で考えていきたいなというふうに思っております。

寺田委員長 もう1点。

はい、西川課長。

西川体育振興課長 ウェルネスの管理体制という点ですけども、支配人から逐一、こういう申し入れがありました、と報告がありますので、その都度都度、現地に赴くなり、また事情をお聞きしまして対応しているところでございます。また直接、我々の方にも意見等々が入ることもあります。そういう場合に、また支配人の方に、こういう意見があります、こういう問い合わせがありますというコミュニケーションをとっているような状況です。またできる限り現地へも出向きまして、現場の状況も管理しております。

以上です。

寺田委員長 はい、吉村委員。

吉村委員 先に、かぎの方は今おっしゃったみたいに、管理はそちらに任せるかもしれませんが、何かあったときに、かぎがなかったらどうしようもないので、その点は、ちょっと、何も各区分長さんがかぎを持って、かぎを幾つも持っていることが心配であれば輪番制でもいいですから、地元にも1つでも結構ですので、その辺はちょっと相談していただきたいと思います。

ウェルネスですけども、支配人に聞いてという話がありますけれども、よく聞くのが何かドアが壊れてても、なかなか言ってもなかなか直らないとか、割と利用者は市が管理するというふうに誤解されてる方もたくさんいらっしゃいますので、もっと頻繁に行っていただくとか、利用者の声にもっと耳を傾けていただかないと最近、ちょっと苦情が多く出ていますので、もっと検討していただきたいというふうに思います。

寺田委員長 はい、ほかに。

はい、西井委員。

西井委員 学校教育で、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。今年の夏休みを1週間短縮化して始まったと。その中で、1週間早まった中でいろいろな問題点があるんじゃないかという議員さん各位の意見もあつたと思いますが、問題点なく過ごされたんかどうか、その辺と、また注意してくださった危惧があつたかどうか、その辺、ちょっと教えてもらいたいと思います。

寺田委員長 はい、井上課長。

井上学校教育課長 失礼いたします。学校教育課の井上でございます。

夏季休業を短くしまして8月27日より2学期を開始いたしました。暑さにつきましては、

やはり7月の方が暑うございまして、それに比べれば幾分和らいでおったというのは確かであろうと思います。各学校の方の様子を聞いてみますと、校長会で出されました意見は9月の初めのスタートが大変本格的に、もう、すぐ子どもたちが6時間授業になじんでいくことができ、いわば離陸を8月27日から始めてますので、9月に入ると、もう本格的に6時間やっても何の抵抗感もなく、ずっと子どもが学習に集中できたというのは聞いております。

それでも暑うございまして、学校の方に特に配慮を求めましたのは熱中症対策でございます。下校時に子どもたちの中では遠路を帰っていく子どもがおりますので、もし水分補給をする分がなくなったら渡してやれるようにお湯を、沸きざましをつくっておいてもらいました。大勢来るようでしたら、とても対応できませんので、保護者の方にもお願いをして、できるだけおうちから持ってきてもらう、だめなら学校で用意をしていますという、初日は各学校、聞いてみますと、十何人かずつ、くださいと言うてきたらしいですが、2日目以降、もうほとんどなくなって、仕方がないので職員で沸きざましを飲んだとか言うてましたけども、そういう水対策をいたしました。

それから、2日間につきましては、小学校各学校とも教員が下校指導を、一緒に子どもたちについて帰りました。教育委員会の方、それから生活安全課の方、両方とも青パトを出しまして、下校時に心配がないかを、ずっと巡視をして回りました。その分についても特段の心配はございませんでした。

あとは、学校での活動中に熱中症が発生したことも報告を求めましたが、いずれの学校もゼロでございました。

そういうことで、何とか無事にスタートがきれたかなと思っておるところでございます。

寺田委員長 はい、ありがとうございます。

はい、西井委員。

西井委員 今年度から始まって、教育委員会も非常に、学校の先生方も、そういう危惧を予知しながらやってもらったということで、無事終わったということは、とりあえず教育委員会も、また先生方も一生懸命やってもろたというふうに感じるわけでございます。また来年も続けてなっても、一応そういう危ない可能性のあることは気を緩めず、生徒の安全対策として考えて、引き続き頑張ってもらいたいと。どうもありがとうございました。

寺田委員長 はい、ありがとう。ユーモアある答弁、ありがとうございました。はい、ほかにございませんか。

はい、辻村委員。

辻村委員 すいません、西井委員の関連なんですけども、この夏休みの短縮というのは、奈良県内で葛城市だけというふうになっておりますが、中学の方のスポーツクラブの方の大会が8月末にありまして、奈良県でそれを日程を決められるということなんで、これは奈良県の教育委員会の方に、事前に葛城市が短縮するということを報告いただいていたら、そういう組み合わせもされないかとは思いますが、その辺も手配というか、報告とか、県の方の報告は、どういうふうにしたのかなと思って。お聞かせください。

寺田委員長 はい、課長。

井上学校教育課長 失礼いたします。確かに8月27日以降に2つ、3つ運動部の大会がございました。

このことは当初から予定されましたので、うちの方としましては、一昨年の段階で、ひょつとすると夏休みを短縮するかもしれませんという申し入れというか、ご連絡もさせていただいて、何とか日程調整をお願いしてきたんですが、そこら辺が全国大会とかの日程とかの加減で、どうしても調整ができなかったのかなと拝察しております。ただし、そうなりますと、うちの市としてもしんどいことですので、引き続き申し入れを続けていきたいと考えておるところです。その間、対応ですけれども、出場をしている子どもについては公欠扱いにさせていただいております。当然、授業が進みます、授業がある日ですので。そんな子どもについては別の日に子どもたちに対して補習といいますか、その補いをさせていただく段取りで進めさせていただいております。

寺田委員長 はい、辻村委員。

辻村委員 ありがとうございます。今、公欠と、それから補習ということをお伺いいたしましたが、子どもたちは大会に出れるのは、すごくうれしいんですけども、補習は嫌です。だから、その辺を、よく考えていただいて、来年度から考慮していただくように、よろしく願いいたします。

寺田委員長 はい、市長。

山下市長 夏休みの短縮の件につきまして、いろいろと議論をしていただいて、今、報告をさせていただいたところでございますけれども、奈良県内では公立では、うちが初めての導入ということでございますが、今年から滋賀、京都、大阪、公立の小学校、中学校、かなり導入をされておるようでございました。中学校に関して言いましたら、滋賀、京都、大阪、50%は、もう夏休みを短縮をされておるということでございます。恐らく来年度以降、近畿全般、奈良県も含めて授業時間の獲得に関して夏休みが短縮というのも大きく議論され、いろいろと様子が変わってくることだろうというふうに思います。そのことにつきましても、我々もどのような形で対応していくのか、しっかりと検討していかなければならないというふうに思っておりますし、また今、いろんなお母さん方から要望を聞くのは、早めてもらうのは構へんけども給食も早くしてほしいというようなお話も聞きます。これも含めて、どのような対応ができるのか、また暑い中であるところでございますから、川西議員とかからご提案をいただいております噴霧器のようなものを導入した方がいいのか、どういう形で子どもたちに快適な授業を受けさせることができるのかということも含めて、今後の検討課題とさせていただきます。また皆さん方と議論させていただきたいというふうに思っています。

寺田委員長 はい、ほかに。

はい、朝岡委員。

朝岡委員 そしたら何点か質問させていただきます。

まず消防費でございます。ページ数としては99ページの常備消防費の中、職員さんの給与等がずっと掲載をされてますが、この成果表でいきますと41ページに平成23年度の出動状況をつぶさに詳しく掲載をいただいております。この出動回数や搬送人数等を見させていただくだけで、日々市民の命を守るためにご尽力いただいております。改めて敬意を表すとこ

ろでございますが、こういった出動状況とか都市別の搬送人員であるとか救助の出動状況であるとか、本当に日々ご努力をいただいている中で、まず現状の平成23年度における職員数と1日のいわゆる出動班数とといいますか、1日のいわゆる勤務態勢、このようなところを少しお示しをいただきたい。

それと、この成果表でいきますと42ページに火災予防事業の中で立入検査の実施状況というのが、これも詳しく載せていただいておりますが、昨年度も、この資料を持ってまして、これを見ますと立入検査の実施状況の中で2つあって、防火対象物の立ち入りと、それから危険物の施設の立ち入りということで、これが平成23年度は平成22年度に比べて合計数でいきますと実施数が108件に対して165件と、かなりふえているわけですね。それで、それに対して指示をされた数が平成22年度71件のところが、平成23年度は213件と、もう、かなりこれもふえているということで、どういう状況であったのかということですよ。それもあわせてお示しをいただきたい。

その後、今、私も所属をさせていただいております総務文教常任委員会の中でも今、議論になっております消防の広域化ということの中で、やはりいろいろと期待できるメリットという項目が中にありまして、この中で救急のレベルを上げる、また予防のレベルを上げる、専門性の知識を高められる、こういうようなメリットが私がいただいている広域化の中で示されてあるわけですけど、現状の、先ほど申し上げました出動体制のと職員数の中で、どの程度、広域化によって、こういうことが今、立入検査だけを見ますと1年間で急増もしておりますので、現状と広域化によるメリット、改めてお聞かせをいただきたい、このように思います。

すいません、もう1点、これは教育費の中で毎回聞いておりますねんけども、まず決算書でいきますと109ページの小学校費の15節、工事請負費、この中には、この成果表でいきますと45ページに新庄小学校校舎地震補強大規模改造、こういった整備事業が掲載をいただいております。平成23年度、この事業を終えて、改めて市内学校耐震化率の推移をお示しをいただきたい。同時に今後の耐震化における推移をあわせてお示しをいただければ、このように思います。

以上です。

寺田委員長 はい、3点ね。

はい、中田課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田です。よろしく申し上げます。

ただいまの質問の職員数でございますが現在、消防長を入れまして45名でございます。内訳としまして1名が市部局へ、1名が消防広域化協議会事務局へ、1名が消防航空隊に出向しております、実数、消防本部におりますのが42名でございます。そのうち8名が毎日勤務者、残る34名が隔日勤務者であり、3班に分かれて3交代をとっており、各班の当務の人員につきましては11名から12名体制で当務をしております。

また、消防の広域化のメリットといたしまして現在、消防本部、1本部一緒に、消防署から出動しましたら、消防署の現在の当務員11名ないし12名の職員が出払いますと、ほかの車

両がありましても出動できませんが、今後、広域化になりましたら近隣の消防から応援体制がとれ、通報と同時に3台、4台というような形の出動態勢がとれる、また現在、消防本部の中には本部要員という人員がおりますが、その本部要員が、本部を1つにすることにより減員でき、その人数を消防署の方に増員できるというメリットと、あと、先ほど委員が言っていたかとおおり、専門化するという形の、人数が少ない関係で専従化という形がとりにくいという形ですけれども、以後、広域化になった時点で、また専従化等、なされていくという形で計画されております。

以上です。

寺田委員長 はい、西川課長。

西川予防課長 消防本部予防課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

立入検査の実施状況についてなんですけれども、特に危険物施設の立入検査が増加しております。といいますのは、平成22年度に地下埋設タンクの漏えい防止対策の法令改正があった関係上、平成23年度にそういった関係の施設を回らせていただいて、法令関係の改正があった旨の説明をさせていただいた関係上、実施件数がふえたことになっております。

以上です。

寺田委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

平成23年度の工事でございますが、新庄小学校の校舎と磐城小学校の校舎の地震補強と大規模改造工事を行いました。これが終了した時点で91.5%になります。平成24年度につきましては、新庄小学校校舎と磐城小学校の屋内運動場を予定しておりますが、もう現時点で夏休みが済んでおりますので、事業は終了して耐震は済んでおりますので、95.7%。あと来年の平成25年に忍海小学校の校舎と白鳳中学校の屋内運動場を終了した時点で100%になります。よろしくお願いいたします。

寺田委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 それぞれの担当課長からご答弁をいただきました。

1班11名から12名体制で3班で、常時いらっしゃる8名の方と合わせて日々、こういった出動をしていただいているということでございますが、実際問題として、やはりそんなことは言えないかもわかりませんが、この人数の中で、これだけの出動をされてる中で、本当にどっかの近隣の近くの消防本部にも応援を求めたり、また逆のケースもあると思います。そういう中で、この45名体制で努力をいただいているということですよね。それで、やはり私が言いたいのは、これだけ日々、活動をいただく中で、あわせていろいろと法律の改正のもとで、こういった立入検査等もふえてくるということで、やはり広域化ということが非常に重要ではないかなと思いますし、広域化の中にある専門的な知識というのが、やはり必要になってくるであろうと、こういうふうに思いますので、ぜひ1市1消防という立場で、小規模な消防の立場も十分、県の方にも理解をいただきながら、要求もあわせてしていただきたいと思っております。地下の埋設タンク施設というのは、例えば、どういう施設なんでしょうか。それだけ1点、後でちょっとお聞きしたい。

それと耐震の方は、非常に順調にといいますか、進んでいただいてまして、来年度、目標の100%に到達するというところでございますが、これにあわせて今、よく言われているのは、非構造部材といいますか、天井の部材であるとか、ガラス窓であるとか、そういった大規模改造になるのかどうか、わかりませんねけども、ハード面というか、全体的な筋交いを入れたりとかして耐震補強というのは、全国的にも今、かなり進んでるようなんですけども、もう少しソフトに近い非構造部材というのが、なかなかそういった安全性の基準が低いということで、これについては今、どのような状況になっているのかというのを、お示しをいただければご答弁をいただきたいと思っておりますし、あわせて先般、大震災があつて避難所として広域の避難所となるという学校のさまざまな施設状況をアンケートのようなものを我が党の川西議員と一緒に、教育長のご協力もいただきながらアンケート調査を過日、やらせていただきました。これは、もう葛城市に限らずなんですけども、一般質問にも少し取り上げさせていただいたかわかりませんが、耐震化はものすごく進んでて、いざというときには当然、子どもたちの安心や安全の学校、学習現場ということであつてなんですけども、これが今言う大きな災害になつて、広域避難所として、ある意味、そういった機能も学校としては果たしていくという中で、じゃ、それに適した電源の確保であるとか、そういった広域避難所として災害があつたときに子どもたち以外に、さまざまな市民の皆さんを一時的に避難をするという中で、そういったソフトの環境づくりというのを、一遍にできないと思っておりますが、今後どのような経過のもとで、アンケートの調査の報告もさせていただいた中で、これはもう全国的にも非常におくれている状況でもありますので、これは葛城市に限らないと思っておりますが、そういったことも含めて、この後の行政としての今後の見解をお示しをいただけたらと、このように思います。

以上です。

寺田委員長 はい、西川課長。

西川予防課長 消防本部予防課、西川です。よろしくお願ひいたします。先ほどの朝岡委員の質問に対してお答えをさせていただきます。

危険物施設につきましては、貯蔵形態、取扱形態等によって、いろんな施設がございます。今申しました地下埋設タンクというのは、1つとしては地下タンク貯蔵所というのが1つございます。それ以外にもガソリンスタンド、これを給油取扱所と言うんですけども、あのスタンドの中にも地下埋設タンクが埋設されております。基本的に、消防では20号タンクと言うんですけども、そういったタンクを全て含めて地下埋設タンクと申します。

以上です。

寺田委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 非構造部材の耐震化ということでございますけども、これにつきましては、点検につきましては学校点検と学校設置者点検の2種類がございます。学校点検につきましては、学校職員が施設を日常的に使用しているものとして日々、活動をする中で施設、設備の不具合を見つけて危険箇所を察知できる立場にあることから学校点検を行うということになっております。葛城市におきましても、この学校点検は去年の8月の夏休みを利用して、全

部行いました。その中で、ある程度、集計しておりませんが、大規模改造を行ってる部分については、ほぼガラスの入れかえた部分は耐震ガラスとかを入れかえてるんですけども、例えば、外側のガラスをそのまま使用してる場合は、ちょっとそういう場合は非構造で耐震化にはなっておりません。ただ、でき得る限り、体育館につきましても古くてかえやなあかんとかいう部分につきましては全部、大規模改造の範囲内で対応をしておるという状況でございます。

寺田委員長 はい、教育長。

大西教育長 学校の広域避難場所としてのソフト面の備えといたしますか、そのご質問でございます。

今はハード面、小学校、先ほど言いましたように来年度で100%を目指して計画を進めさせておりますし、またその次は幼稚園、これもなっております。ただ、ご意見ございました、それだけでなく、やはりソフト面をどうしていくかというのは我々、大きな課題だというふうに受けとめています。今、具体的に、端的にいついつというわけではございませんけれども、今後ハード面でひとまずめどがついた時点で、そういうものも含めて今後、また検討してまいりたいというふうに思っています。

寺田委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 予防課の西川課長のご説明は、よくわかりました。いずれにしても点検箇所が非常にふえているというようなことで、これは先ほどありました法改正に基づいて、この年度はふえたというふうなことでございますが、広域化も含めて、こういった立入検査の実施状況の中で、これだけの出動件数をこなしながらやっていただいているということに対して今後、広域化に参画する中で、よりよいようになるように、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、これは先ほど体育館の窓ガラスというお話も実際ありましたが、じゃ、今、大規模改造や地震補強をされてる各校の屋内体育館については、そういう備えをちゃんとしているというような表現をされてるわけですか。いずれにいたしましても、非構造部材の耐震化というのは少し、まだ低いように思いますので、今後の財政計画等の中で、しっかりと、先ほど申しあげましたソフトの面も含めて、教育長、お話いただいたように、できる限り早い時期にその体制を整えていただきたい、このように思っています。

寺田委員長 はい、ほかに。

はい、岡本委員。

岡本委員 今、教育委員会の中で決算、見させてもうておりますけども、特に工事請負費、それから備品購入費、この中で不用額が非常に少ない。といいますのは、恐らく大きな事業は入札かけておると思うわけやけども、契約差金、かなり出てくるはずやけど、この決算、見てたら、契約差金が残っておらない。ということは、予算のときに、こんだけの事業しますということ予算要望、出して、契約差金出た、金が余っとるからほかの工事をするというふうにとられても、あないような、きっちりした執行の仕方をしてある。それから備品購入についても当然、交渉して購入をしてると思っておるわけやけども、不用額が非常に少ない。ということになりますと、しかられるかわからんけども、あるもんは使うたらええんや、買うもん、そんな交渉せんでも言われる分だけ買うたらええんやと、失礼な言い方して悪いですけ

ども、どうも、この予算見てたら、そういうふうを受けとめる。そやから、契約差金とか、その辺の考え方はどういうふうになってんのかということをお聞きしたい。

寺田委員長 ただいまの質疑に対して。

はい、西川課長。

西川教育総務課長 工事の場合を申し上げますと、工事については予定工事を先やりまして、残りの部分については不用額で3月議会のときに落とさせてもらっております。だから、決算については残りの部分しか上がってこないということで、3月議会前に予定の工事の部分だけは残して、その部分は全部、落とさせてもらっております。

以上です。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 そういうことであれば、ちょっと私も勘違いしとったんで申しわけないと思うわけやけども、きちっと執行の方、していただくようお願いしたいというふうに思います。

寺田委員長 ほかに。

はい、白石委員。

白石委員 消防の方について2点、お伺いしておきたいと、このように思います。

この間、広域化に向けて協議会を中心にして動かれているわけでありましてけれども、そちらの方へ思いがぐっと行っていて、実際に本市の消防力の体制そのものがどのように充足をされてきているのかという点が、少し先ほど来の議論の中で聞いていますと、職員の充足率が70%を割っているという状況になっていて、45人いるんだけど、出向等、派遣等で3人がなくて、現実42人で11人から12人体制で勤務をされていると。平成21年、22年、23年、私ずっとお伺いをしてきているんですが、いずれも職員の充足率については、職員を採用しているんだけど、定年退職やら勲奨退職が出て、なかなか充実ということになっていないわけですね。そういう思いから、まさか広域化の方へ、ぐっと寄ってんかいなというふうなことはないというふうには思うんですけども、実際に住民の安全や財産を守るために消防力の整備方針がきちっとつくられているわけですね。そのために必要な達成されて当然の基準なんだというふうには私は認識をしているわけですけども、それは現実には70%を割っているという状況で、そこへもってきて広域化にも手を取られて厳しい体制で非常にご苦労されているというのが、朝岡委員の質疑に対する答弁の思いもありましたし、この間の議論の中で、その様子がうかがえるわけでありまして。

そういう点で、実際に広域化を進めているけれども、現場そのもの、現在の体制そのものをどのように整備をしていくという、そういう方針、計画を持たれているのか。もう、このまま広域化に流れて込んでいくと。流れ込んでいったら、ちょっと総務部関係が縮小できて、そっちから人を回してもらえん違うか、こういうことでは、やっぱり困るわけで、そのところ、日々の住民の安全や財産を守るために、これはあした起こるかかわかれへん。大震災だってそうです。いろいろ災害が、あした来るかわからない。10年たっても起こらないかもわからない。そういうことだけれども、やはり今の我々に課せられている責務というのは、常々、毎年毎年、どれだけ消防力を充実していくのかということに重きを置いてもらわない

と、これはもう困るわけで、そういう点で、どのような計画をお持ちか、お考えか、お伺いしておきたいと思います。

それと、広域化についてであります。この間、予算特別委員会、決算特別委員会等の議論の中で、議会が置いてきぼりやないかと。消防と理事者が本当に我々の声の届かないところで議論が進められているということで議論をしてまいりました。そういう意味もあって、もうこの間、本当にきちっとご報告をいただいているということについて、これは感謝をしておきたいし、当然、そうあるべきだというふうに思います。

そこで、前にも1度、消防長の方に資料をご提供をお願いして、いただいているわけでありまして、この7月28日、消防審議会は27日に開かれているわけでありまして、28日の報道を見ますと、全国の消防本部の再編、広域化計画の実施期限、これが2012年ということは、今年なんですね。これはどうもやはり達成率が悪いということで、5年程度延長するという、そういう中間答申をまとめていると、こういうことでもあります。現実には、全国ではどうなっているかといいますと、これは消防審議会での報告でありますし、また素案でありますけれども、全国807の消防本部、これを298に統合する、そういう計画だった。ところが現在、現行のままでは来年4月で745にしか減らないという、そういう見込みになってきたということで、それで5年程度延長しようということでもあります。そんな中で、全国で実際に進んでいるというのは、もう本当に数件しかないんですけども、奈良県、これができれば、本当に36の諸所が統廃合されると、こういうことになるわけで、消防長は特に力を入れておられるわけですが、なぜ、こうやって消防本部が、消防長ですな、力を入れてやっているにもかかわらず統合が進まないのか、その点を、どのようにご認識をされているのか、その点と、奈良県の実態とどこが違うとかという点をお示しをいただきたい、このように思います。

寺田委員長 消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

白石委員が、いつも消防の広域化についてご心配をいただいておりますけれども、この広域化につきましては、やはり現場の消防力の強化が、もう、ご承知のように第1であります。そういう意味からいたしましても本市のような小規模消防にとりましては、特に現場を強化していくということでもありますので、その点から、現在進められている広域化につきましては、いろんな面から検証してまいりますと、本市にとってはやはり大きなメリットがあると。先ほどからご心配をかけております救急出動が多くなっておるわけでありまして、救急出動につきましても1本部になりますと、車の動態も把握されまして、どこに救急車が待機しているかということがわかりますので、今現在でしたら救急車3台あるわけですが、その3台が全部出た時点でも、その動態を把握しておりますので、直近の待機場所から救急要請ができるというような状況であります。

もう一つは、消防力が、充足率は現在、当消防本部につきましては約69%になりますけれども、これにつきましては消防力の指針で示されておりますので、車両等の台数等からいろんな考え方があるわけなんですけれども、現在のところ、約3万6,500人の人口を守っていく消

防力としては支障なく運営をさせていただいているというのが現実であります。

全国的な問題については、地理的な問題とか、また財政規模とか、いろんな要素があろうかと思しますので、他府県のことは私の方でも詳細については承知をしていないのが状況であります。

以上であります。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 それではまたお伺いをしておきます。平成22年度の非常召集でしたでしょうか、109回、410人が動員されているということでありました。これは、非常召集というのは、申すまでもありません、非番の方が救急出動等の業務が入り、その業務に非常召集されて参加すると、こういうことであります。平成23年度の非常召集の実態についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それと、この間、広域消防の協議会における、あるいは専門会等における議論が進んでまいりました。そんな中で、いろいろ統合のための準備をされておりますけれども、給与については、給料表についてはお伺いしているけれども、問題は、その給料表の、どこへみんなをそろえていくのかと、それも別々にするのか、そのまま別々に入れていくのか、その辺はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いをしておきたい、このように思います。いかがでしょうか。

寺田委員長 はい、消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

平成23年度におきましては、火災と、また救急と救助等を重複しまして、非常召集といたしまして118回、そして延べ491名の署員を召集をしている状況にあります。

寺田委員長 はい、課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田です。

給与につきましては現在、現給保障という形で、級がわたった場合でも、その直近下位にもっていき現給保障をするという形で考えられております。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 消防長、並びに課長からご答弁をいただきました。

非常召集については火災や救急等で118回、491人が召集されている。平成22年度は今申したとおりであります。当然ふえているということは、これは、もちろん事故とか、いろんな要請があれば、それは出ていかないかんけれども、やはり人員の充足率が下がっているから、ふえとるという側面が、やっぱりあるわけですね。そういう意味で、私は、消防長に人事権はあるんですか。ないですね。やはり職員の採用は、これは市長の、やはり権限であります。

この間、私は、基準財政需要額という形で、消防力を強化していくという点からしたら、どれほどの余力があるのか、あるいはないのか、そういうことを議論をしてみました。ご承知のように、今は葛城市は、當麻町や新庄町があるものとして合併算定がえによって、交付税は、これは当然、消防費についてもたくさんいただいているわけであります。平成23年度で見れば、新庄町の方で3億2,800万円、當麻町の方で2億7,800万円、合わせて5億

9,600万円、平成22年度が6億円でしたからね。だから、これは消防費として測定単位は人口です。単位費用は1万1,200円でしたかね。測定単位、人口が補正されて、大体2万9,000人掛けるの1万1,200円でしたでしょうか、ちょっとこの辺は定かではありませんけども、それが基準財政10億円として消防費として使いなさい。これは人員の職員の充足、あるいは設備機器の充足に使われる、これが前提で、交付税で計算された金額ですね。

今、実際に、消防の現状を見てみますと、常備消防だけではなくて、消防費全体で平成23年度の決算額を見て見ますと4億4,300万円であります。4億4,300万円でありますから、1億7,000万円、そのぐらい、どっかへ使っているのかなという、そういう状況になっています。そら、丸々というわけにも、それはいかないというのは、私も理解できるわけでありませうけれども、そういう仕組みに財政的にはなっているんですね。大体6億円ぐらい、これは1本算定になれば当然少なくなるわけですから、こんなの丸々ではない。しかし、少なくとも1億円の返りは、1億円あればどれだけ人員が充足できるのか。これは確かに、人件費というのは一番大きいことですから、これは軽々に5人減らせ、10人ふやせというわけにはいきません。やっぱりちゃんとした人口動態、災害の対応、そういうことも考えて、やはりやらなきゃならないというのはわかりますけれども、こういう点は、私はやはり日々、住民の安全、住民の財産を守るという、これは本当に気の抜けない仕事の中で本当に非常召集が年々ふえてきている。それはいろんな事件があつてふえているのもあるけども、やはりちゃんとした職員の充足をしていないからだとということで、この点、いかがお考えか、消防長、あるいは市長、ご意見ありましたら、ご所見ありましたら、お答えいただきたいと思います。

寺田委員長 はい、市長。

山下市長 消防のこと、広域化のことも含めてお答えをさせていただきたいと思います。

消防長の方は、葛城市の消防、救急、そういうことを考えてメリット、デメリット、それを検討した上でメリットの方が多んだということで、我々、理事者側の方にも消防としては、ぜひ広域化実現にこぎつきたいんだということで何度も説明に来られております。最終的に、当方として庁議を開いて決定というところまで、まだいっておりませんが、しっかりと、その話、受けとめさせていただいて、また庁議を経た上で皆さんのところに案として出させていただきたいというのと同時に、広域化の議論でございませうけれども、消防長の方には何度も何度も言っております。それは、我々は、理事者だけで決めるわけではないから、きちっと議会を経て皆さんに説明をした上で、これから調印なりプロジェクトとして進めていかなければならない。他の市町村も同じであろうというような事情はあろうかと思ひますけれども、だから、うちはきちっと議会の方に説明をした上でないと、皆さんのところには、なかなか賛同はできないよということは伝えてございます。

先ほどから、今の人員45名、うち3名は出向しております、42名の体制で、うち8名が常勤、34名が隔日で出勤をしていると。常勤の8名のうち、実は、そのうちの4名が隔日の者と共同しながら非常時に対応しておるといふような状況にあるということも、聞き取りの結果、私も聞いております。消防の人員に関して、もともと2交代制であったものを3交代制にしていきたいんだという話がありましたので、そのときに、平成21年度だったと思ひま

すけども、4名の者を採用して、それで3交代制ということが実現をできたにもかかわらず、自己都合等も含めて、定年退職の方も含めて人員が減ってきております。その部分、今年の採用で一応2名程度の職員を募集するということで対応させていただきたい。これは、消防の場合は、退職される1年前にとっても、なかなか消防学校等に行かれますので、すぐに消防署員としては働いてもらえないという特別な事情がございますので、できるだけ前倒しをして、1年ぐらい前倒しをして採用させてもらわなきゃならんということで、そのような考え方を持っておるんですけれども、2名程度ですね、ひょっとしたら2名ないし3名になるかもしれませんけれども、そのような考えで今、おります。

平成33年には、この45名体制が42名になるというようなことも計画の中にあるようでございます。私は、岩井消防長の方に申しておるのは、現場の声をきちっと聞いてくれと。消防署員がそれで対応できるのかどうかということも含めて、きちっと職員の声を聞いて、それで対応できるか納得して、それでできるのかということは、きちっと内部の声としても聞いてほしいということは、何度も何度も、会議の度にそれは申し伝えてあります。それを踏まえて消防長の方はヒアリングをした結果、我々としてはこの体制で大丈夫であるということ強く申されておるので、現場の声の集約が消防長の声であろうというふうに理解をさせていただいております。その上で、これから45名体制で平成32年までいくんだということで考えて進ませていただきたいと思います。もし、いろんなことがあれば、その都度、考えさせていただこうとは思いますが、今のところ、消防長が申しておるとおりに考えて進んでいけるように努力をしていきたいというふうに考えております。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 市長からもご答弁をいただきました。

消防長は広域化の問題、あるいは消防力、いわゆる職員の充足率についても、第一は、やっぱり現場の消防力を強化することなんだと、これは当然のことだというふうに思うんですね。私は、そのことについては、市長は前向きに45人体制をきっちりつくってやっていきますと、平成32年までという方針ですけれども、私は余力ありますよと。あと1億円ぐらいは財政的な余力はあります。消防に限ればですよ。そういうことですから、現場第一の考え方で、本当に現場の職員の実態、気持ちを把握して、必要なことは、これは市長に要求を上げていただきたい、このことを申し上げておきたい、このように思います。

広域化については、市長が申されましたように、理事者や関係者だけで決めるのではなく、議会にも諮って決めていただくということは、お言葉をいただきました。ぜひ、そうしていただきたいと思います。しかし、実際に広域化をされれば、これは我々議会、あるいは市民からすれば遠い存在になるということ、やはり肝に銘じて、そういう対策をどうしていくのかということも含めて、考えていけば、消防署が市民から遠くなつては、これは全く論外の話ですので、ぜひよろしく願いをしておきたい。

以上であります。

寺田委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 そしたら歳入の方へ入りたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 5 0 分

再 開 午後 4 時 2 1 分

寺田委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。歳入の説明を求めます。

はい、山岡会計管理者。

山岡会計管理者 会計管理者の山岡でございます。それでは歳入につきまして説明いたします。

12ページをご覧ください。歳入、左から、款項目、予算現額、節、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考となっております。

1 款市税では、全体の収入済額といたしまして43億93万3,802円、不納欠損額903万5,635円、収入未済額3億288万1,473円でございます。1 項市民税、1 目個人では現年課税分、滞納繰越分を合わせまして14億9,014万5,726円の収入でございます。2 目法人では現年課税分、滞納繰越分を合わせまして4億1,240万5,861円の収入でございます。2 項固定資産税、1 目固定資産税では現年課税分、滞納繰越分を合わせまして20億9,478万6,726円の収入でございます。2 目国有資産等所在市町村交付金では328万7,500円の収入でございます。3 項1 目軽自動車税では現年課税分、滞納繰越分を合わせまして6,610万9,500円の収入でございます。4 項1 目市たばこ税では2億3,419万8,489円の収入でございます。

2 款地方譲与税では全体の収入済額といたしまして1億1,313万4,138円でございます。1 項1 目地方揮発油譲与税では3,146万6,000円の収入でございます。2 項1 目自動車重量譲与税では8,166万8,000円でございます。3 項1 目地方道路譲与税では138円の収入でございます。

3 款利子割交付金では1,894万1,000円の収入でございます。

4 款配当割交付金では1,521万2,000円の収入でございます。

めくっていただきまして14ページ、5 款株式等譲渡所得割交付金では362万3,000円の収入でございます。

6 款地方消費税交付金では2億7,939万5,000円の収入でございます。

7 款自動車取得税交付金では2,924万円の収入でございます。

8 款地方特例交付金では6,206万4,000円の収入でございます。

9 款地方交付税では39億6,808万7,000円の収入でございます。

10 款交通安全対策特別交付金では636万9,000円の収入でございます。

11 款分担金及び負担金では全体の収入済額といたしまして1億9,410万8,893円の収入でございます。1 項分担金1 目農林商工費分担金では338万円の収入でございます。めくっていただきまして16ページ、2 目教育費分担金では、社会教育費分担金といたしまして1,791万9,000円の収入でございます。3 目消防費分担金では25万7,447円の収入でございます。2 項負担金、1 目民生費負担金では社会福祉費負担金、児童福祉費負担金、合わせまして1億7,255万2,446円の収入でございます。

次に、12 款使用料及び手数料では全体の収入済額といたしまして1億9,624万2,421円でご

ございます。1項使用料、1目総務使用料では自転車等駐車場使用料、行政財産使用料を合わせまして1,188万7,963円の収入でございます。2目民生使用料では社会福祉使用料で44万3,500円の収入でございます。次に3目衛生使用料では保健衛生使用料で557万5,000円の収入でございます。4目農林商工使用料では259万7,590円の収入でございます。5目土木使用料では道路橋りょう使用料、住宅使用料、法定外公共物使用料を合わせまして7,180万2,460円の収入でございます。次に6目教育使用料では幼稚園使用料、社会教育使用料、保健体育使用料を合わせまして2,781万3,390円の収入でございます。めくっていただきまして18ページ、2項手数料、1目総務手数料では総務手数料、税務手数料、戸籍住民基本台帳手数料を合わせまして1,238万7,028円の収入でございます。次に2目衛生手数料では保健衛生手数料、清掃手数料を合わせまして6,130万3,690円の収入でございます。次に3目農林商工手数料では1万8,200円の収入でございます。次に4目土木手数料では土木手数料、都市計画手数料を合わせまして133万3,600円の収入でございます。次に5目消防手数料では107万9,800円の収入でございます。6目民生手数料では社会福祉手数料で200円の収入でございます。

次に、13款国庫支出金では全体の収入済額といたしまして17億2,948万4,624円の収入でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では社会福祉費負担金、児童福祉費負担金、子ども手当負担金、児童扶養手当給付費負担金、生活保護費負担金を合わせまして11億8,301万1,511円の収入でございます。次に2目消防費国庫負担金では災害対策費負担金で156万4,663円の収入でございます。次に2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では社会福祉費補助金、児童福祉費補助金、生活保護費補助金を合わせまして2,282万4,000円の収入でございます。次に2目衛生費国庫補助金では保健衛生費補助金で2億7,699万8,000円の収入でございます。次に3目農林商工費国庫補助金では農業費補助金といたしまして507万1,500円の収入でございます。次に4目土木費国庫補助金では7,449万9,475円の収入でございます。次に5目消防費国庫補助金では災害対策費補助金で37万5,000円の収入でございます。次に6目教育費国庫補助金では小学校費補助金、中学校費補助金、幼稚園費補助金、社会教育費補助金を合わせまして9,738万7,000円の収入でございます。次に7目総務費国庫補助金では総務管理費補助金で5,560万3,361円の収入でございます。めくっていただきまして22ページ、3項国庫委託金、1目総務費委託金では総務管理費委託金、戸籍住民基本台帳費委託金を合わせまして54万5,000円の収入でございます。次に2目民生費委託金では社会福祉費委託金、児童福祉費委託金を合わせまして1,160万5,114円の収入でございます。

次に、14款県支出金では全体の収入済額といたしまして7億7,009万3,384円の収入でございます。1項県負担金、1目民生費県負担金では社会福祉費負担金、児童福祉費負担金、子ども手当負担金、生活保護費負担金を合わせまして3億5,113万6,413円の収入でございます。次に、2項県補助金、1目総務費県補助金では101万4,000円の収入でございます。次に2目民生費県補助金では社会福祉費補助金、児童福祉費補助金、老人福祉費補助金を合わせまして1億2,017万3,492円の収入でございます。めくっていただきまして24ページ、3目衛生費県補助金では保健衛生費補助金で2,287万2,000円の収入でございます。次に4目農林商工費県補助金では農業費補助金、林業費補助金、商工費補助金を合わせまして1億9,499万9,814

円の収入でございます。次に5目土木費県補助金では都市計画費補助金で1万7,000円の収入でございます。次に6目消防費県補助金では災害対策費補助金で26万2,500円の収入でございます。7目教育費県補助金では中学校費補助金、社会教育費補助金を合わせまして637万2,000円の収入でございます。めくっていただきまして3項県委託金、1目総務費県委託金では総務管理費委託金、税務費委託金、戸籍住民基本台帳費委託金、統計調査費委託金、人権啓発費委託金、選挙費委託金を合わせまして6,842万9,165円の収入でございます。次に2目農林商工費委託金では林業費委託金で371万7,000円の収入でございます。次に3目教育費県委託金では社会教育費委託金といたしまして110万円の収入でございます。

次に、15款財産収入では全体の収入済額といたしまして2,754万8,189円の収入でございます。1項財産運用収入、1目財産貸付収入では土地・建物貸付収入、物品貸付収入を合わせまして216万1,608円の収入でございます。次に2目利子及び配当金では563万2,822円の収入でございます。次に2項財産売却収入では1目物品売却収入で1,142万4,059円の収入でございます。2目不動産売却収入では土地売却収入で832万9,700円の収入でございます。

次に、16款寄附金では全体の収入済額といたしまして658万9,778円でございます。1項寄附金、1目一般寄附金では583万円の収入でございます。次に3目土木費寄附金では緑花寄附金といたしまして3万9,778円の収入でございます。4目ふるさと応援寄附金では72万円の収入でございます。

17款繰入金では588万4,284円の収入でございます。1項基金繰入金、2目体力づくりセンター整備基金繰入金では588万4,284円の収入でございます。

次に、18款繰越金では1項1目繰越金、前年度繰越金で8億210万9,767円の収入でございます。

次に19款諸収入では全体の収入済額といたしまして2億1,154万808円の収入でございます。1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金では1,145万3,307円の収入でございます。2項1目預金利子では158万8,611円の収入でございます。めくっていただきまして30ページ、3項雑入の2目弁償金では400円の収入でございます。3目過年度収入では933万4,033円の収入でございます。4目雑入では福祉医療費助成制度高額療養費収入、雑入を合わせまして1億8,916万4,457円の収入でございます。

めくっていただきまして33ページ、20款市債では全体の収入済額といたしまして13億7,810万円でございます。1項市債、1目総務債では合併特例債といたしまして6億360万円の収入でございます。2目消防債では災害対策事業債で720万円の収入でございます。3目臨時財政対策債では7億6,730万円の収入でございます。

歳入合計といたしまして予算現額149億7,008万1,400円、調定額153億3,405万1,776円に対しまして収入済額141億1,870万1,088円、不納欠損額925万5,635円、収入未済額12億609万5,053円となっております。

以上で歳入の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

寺田委員長 ただいま説明願ひました歳入に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

はい、白石委員。

白石委員 歳出に引き続き歳入についてお伺いをしてみたいです。

まず市税についてお伺いをいたします。市税は12ページであります。個人市民税についてお伺いをします。普通徴収並びに特別徴収の納税義務者数の推移を見てみますと、平成23年度は均等割と所得割は、この合わせた数字が5,276人と、前年比で268人ふえております。ところが調定額の推移を見てみますと、普通徴収における均等割、並びに所得割を合わせて、平成23年度は3億9,835万円と、前年からすれば1ポイントのマイナス、406万3,000円減額になっている。普通徴収の納税義務者が268人ふえているわけでありましてけれども、実際に徴収額そのものが減っているわけでありましてけれども、この点は、どのような理由によるものかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから特別徴収についてお伺いをしてみたいと思います。特別徴収については、平成23年度の納税義務者は328人減っているわけでありまして。当然、それが、そのまま、この特別徴収の調定額も同様に平成22年度比で2.8ポイント低くなるんですね。10億3,434万円、平成24年度比で2,875万8,000円減額ということになっております。特別徴収における、そんなに大した額、2,800万円余りでありましてけれども、特別徴収者、いわゆる勤労者、お勤めをされている方々の所得でありますけれども、どのような理由によるものか、把握されている内容についてご説明をいただきたい、このように思います。全体として、個人住民税については調定額において前年比で3,282万1,000円減額になっているということでありまして。

次に、固定資産税についてお伺いをしておきたいと思います。納税義務者数の推移については、これは土地、家屋、償却資産とも1ポイント、あるいは2ポイント程度ふえているという状況でありますけれども、それを、納税義務者そのものはふえております。ところが調定額、土地の場合は平成23年度は7億6,734万円、前年比1.13ポイント減額になっている。償却資産も、これはちょっと落ち込みが大きいんでありますけれども、平成23年度比で13.33%減って5億4,159万9,000円になっております。家屋は、これはご承知のように皆さん、新しい家が建ったりしているのを見かけると思いますが、そういうことがあるのでしょうか、影響しているのでしょうか、2.48%ふえて7億8,736万4,000円ということになってふえております。合計で固定資産税の調定額は20億9,630万3,000円、3.37%の減額になっているわけでありまして。

そこでお伺いをしておきたいと、このように思うわけでありましてけれども、1つは土地についてであります。土地については、この間の議論の中でも評価額そのものが地価公示価格、あるいはきょう発表されました県の地価、地方では21年連続して地価が下がっていると、こういう報道がありましたけれども、これまで、去年、おとしぐらいまでは、地価が18年、あるいは県地価が19年連続下落しているにもかかわらず、固定資産税を、これは上昇をしてきたと。実際に市民の皆さんの、この実態、土地はどんどん下がっているのに固定資産税は上がっていくということで、乖離をしていた状況が、この間、負担調整が終わり、固定資産税の評価額と地価公示価格、他の県地価を含めて、路線価格を含めて、大体同じ水準になってきたというところで横ばい、あるいは若干減額と、こういう状況になっているわけでありまして。その点で、土地に対する、今申しました評価額と、そういう実勢価格、そういうもの

が合致しているのではないかというふうに思うわけでありませうけれども、その辺のご所見をお伺いしたいということと、家屋がふえている、この点の理由についてお願いをしたいということと、償却資産が13.3ポイント減っているというのが、ちょっと気になるところでありますけれども、この点についても把握されている点についてお伺いをしておきたいと、このように思います。

以上です。

寺田委員長 3点ですな。

はい、西村課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願いたします。

初めに個人住民税の方なんですけれども、納税義務者数がふえておりますのに調定額が減っているという理由でありますけれども、普通徴収におきましては、退職者の方が特別徴収から普通徴収に変更になったため、納税義務者が増加しておりますけれども退職者の人の給与所得が少ないので調定額の方が減っております。特別徴収の方は、団塊の世代の方の退職により特徴者の減少に加え景気低迷による就労者数の伸び悩みによる減少で、均等割と所得割の課税の納税者が減少し、均等割のみの納税者が増加したことが原因の1つだと思われませう。

次に、固定資産の方ですけれども、土地の方なんですけど、1.13%減の理由なんですけれども、特定市街化区域農地の宅地並み課税が平成22年度から開始になり、5年間減額措置の、平成23年度は2年目につきまして、評価額の価格の3分の1にして、更に60%減額いたします。平成22年は80%減額から平成23年は60%減額と、減額幅が縮小されたことに伴う増加分と、路線価格の基本となるべく評価額につきましては、毎年時点修正率を掛けております。評価がえの間の2年間につきましては評価額を据え置きすることになっておりますが、土地の価格が下落がある場合には、それに加えることになっております。平成21年7月から平成22年7月までの1年間で、基準地数値におきましては3.2%の下落がありましたので、その減少分とで、平成22年調定と平成23年調定の1.1%減だと思われませう。

次に家屋なんですけれども、新築家屋で木造住宅が165戸、非木造が38戸で合計203戸です。平成22年度の新築家屋の合計が205戸で、木造が164戸、非木造が41戸で、ほぼ同じ横ばいなんですけれども、調定が上がっているのは多分、底地までの家屋の取り壊しで建替えをすると上がると思われるので、平成22年調定と平成23年調定の2.4%の方だと思われませう。

償却資産につきましては、上位企業の設備投資がほとんどなかったのが原因で、落ちていくばかりでということですよ。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 ありがとうございます。個人市民税なり、あるいは法人市民税、これらについては、本当に今の経済情勢なり高齢社会の影響が税収にあらわれてきていると、こういうご答弁だというふうに思います。本当に、これから市税収入が画期的な経済回復ということでもならない限り、こういう状況が続くだろうと。しかし、この先、消費税の税率の引き上げも待っていますので、どのようになるか推移を見なければならぬというふうに思うわけでありませう。

とりわけ、法人市民税については、償却資産が前年比よりも大きく落ちてきていると。シャープを始め、大手企業が、とても設備投資をする余裕がなくなっているという状況が本当に顕著にあらわれてきているわけで、本当に我々としても経済の動向、企業の動向の推移を、やはり見守るしかないという、非常にそういうジレンマに陥っているわけでありまして、やはり企業が息を吹き返して、本当に固定資産税を初め法人を含めて、大いにまちづくりに貢献していただければと、このように思うわけでありまして。

固定資産税の土地に係る課税というのは、この間議論があったところでありまして。いろいろ課長の方から、時点調整等を当然、実勢価格というか、市民の皆さんの中から、いろいろ固定資産税については、これは収入がなくてもかかるわけですから、本当に重い税金として、私どものところにも、何でこんなん上がるんや、高いんや、何で下がるへんねやと、こういうことが言われるわけでありまして、これは、市としてはなかなかいかんともしがたいわけでありまして、国において地価公示価格の2、3割程度だった評価額を7割に引き上げた、このことが非常に大きな負担になって、今日まで、そのひずみを負担調整、あるいは示談調整という形で持って来ざるを得なかったというのが実態ではないのか。課税標準としては、私は到底、旧自治省、今の総務省のやり方というのは、これは地方自治体の財源を確保するという、そういう名目のもとに、そういうことをやったわけです。しかし固定資産税がふえれば何が減るねんと言うたら、これは交付税が減りまんねんな。やっぱりそういう仕組みになっているわけでありまして、もちろん固定資産税、ふえた分全部減るわけじゃない、やっぱり25%は確保できるわけですが、やっぱり75%分については、これは政府が、地方交付税の財源を確保する点で非常に楽になる。そういう国の都合によって、こういう課税が行われているということについては大変遺憾でありますし、やはり土地というのは、我々庶民の土地というのは、これは本当に人間として生きていく上で必要な最低限度のものでありますし、事業をやられる方は、やはり店舗なり工場なり営業所なりが必要なわけで、これらに対して課税をするという点では、もし、やるとするならば収益還元方式という形で、やっぱりやるべきだということを述べておきたいと、このように思います。

詳細なご説明、ありがとうございました。

寺田委員長 ほかにございませんか。なかったら次に行きたいと思っておりますので。

はい、白石委員、簡単明瞭に、簡素にお願いします。

白石委員 それでは15ページの地方交付税についてお伺いしておきたいと、このように思います。

地方交付税については、とりわけ普通交付税については、これは地方財政計画に基づいて、地方交付税の総額は決められた枠の中で交付されてくるということでありまして。実際に財源不足については臨時財政対策債の発行等で補われているわけでありまして、今年の地方交付税の地方財政対策に対する措置そのものが、どのように前年と変わって金額としてあらわれているか、そういう点をお聞かせいただきたい。臨時財政対策債とあわせてご説明いただければ、よりわかりやすいということで、その辺でお願いします。

寺田委員長 はい、山本課長。

山本総務財政課長 ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。

平成23年度の地方財政計画の中では、地方交付税に至りましては17兆3,734億円ということで、対前年4,799億円の増と、率にいたしまして2.8%の増と見込まれたところでございます。また、平成23年度の特徴の1つといたしまして、特別加算といたしまして地域活性化の雇用等の対策費、これが昨年度9,850億円の特別加算に加えて上乗せで2,150億円を加えた合計1兆2,650円で措置されたわけでございます。また、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画上6兆1,593億円、対前年1兆5,476億円の減でございます。率にいたしまして20.1%の減となったところでございます。

葛城市における地方交付税、普通交付税でございますが、確定、再算定が今年度、平成23年度はございました。10月の再算定後の額といたしまして33億8,322万2,000円、対前年3億1,833万円の増、率にいたしまして10.39%の増となったところでございます。また、臨時財政対策債につきましては7億6,732万1,000円ということで、対前年2億893万8,000円の減、率にいたしまして21.4%の減となったところでございます。地財計画の中で臨時財政対策債につきましては、ほぼ地財計画と同じような率でもっての減額となったところでございますが、地方交付税に至りましては地財計画よりも大幅にふえたと、こういう形でございます。

内容的には、まず公債費参入に至りましては、旧新庄、旧當麻ともに、やはり臨時財政対策債に係る分、これについての公債費参入が重き内容でございます。対前年、それと合併特例債を合わせまして、一応13億円、公債費参入にいたしましては既発債も含めて13億9,061万1,000円の参入がなされたわけでございます。対前年2,798万8,000円と、こういうことでございます。

それと、先ほど申しました交付税制度、少しややこしいんですけども、基準財政需要額から臨時財政対策債を除いた残りの振替後の基準財政需要額をとるわけでございます。先ほど説明いたしましたように、臨時財政対策債は昨年度に比べ2億832万1,000円減ったと。この分が、交付税の中では逆にプラスに上がってくると、こういう仕組みになっております。

以上、増減の主な内容と地方対策地財計画の中の推移でございます。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 山本課長の方から詳細なご説明をいただきました。

まさに地方財政計画によって地方交付税の、あるいは臨時対策債の額が本当に左右されて、それが葛城市の財政に大きな影響を与えているというのが、よくわかるわけでありまして。この間、地方交付税については、もう何年になるのでしょうか、15年以上になるんですかね、平成18年からこの財源不足が言われ、その財源不足を解消するというか、その対案として今は臨時財政対策債の発行という形で、事実的な交付税というのは、まさに臨時財政対策債をプラスしたものが交付税というふうになってきていて、本当にややこしくてわかりにくい。しかし、残念ながら、地域主権や地方分権と言いながら、地方財政が国の財政計画によって大きく左右され財源が枯渇して予算が組めないみたいな状況があれば、この平成21、22、23年のように、地方財政計画によって地方財政が持ち直し、基金にも積み立てができる、こういうことになってきている。これでは、やはり地方交付税の本来の地方の財源保障という役割を果たせていないわけで、これは地方交付税法の第6条の3第2項の規定に基づいて、やは

り交付税総額を確保するために国税三税が中心ですね、これらの税率を引き上げる、あるいは制度そのものを変えていくという措置が当然行われるべきだと。もう15年も、このまま放置しているというのは、まさに法律違反の状況にあると言っておきたい。

以上であります。ありがとうございました。

寺田委員長 ほかにございませんか。ないようでしたら、次に質疑、総括質疑に入りたいと思いますが、どうですか。簡単にお願ひできますか。ほな簡単に、明瞭、簡単にしてちょうだい。白石委員。

白石委員 一般寄附金の内容について、内訳についてお伺いをしておきたいと、このように思います。28ページですか、583万円であります。これについて、内訳を教えてくださいたいと、このように思います。

寺田委員長 はい、課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。ただいまの一般寄附金の内容でございます。ほんみちさんより300万円いただいて。

白石委員 ちょっと待って、300万円、個人ね。

山本総務財政課長 はい、ほんみちさんです。

白石委員 ほんみちさん、天理教やね。

山本総務財政課長 それと大同薬品工業より100万円。以上でございます。

引き続き、所管外になるんですけども、内容を全部申し上げます。JAならけんより有線放送施設の使用といたしまして50万円。それと、消防の先ほど来出ておりました消火栓新設、また消防の防火水槽に係る分を合わせまして133万円と、以上、合計583万円ということでございます。

以上でございます。

寺田委員長 そうしたら、次に総括質疑に入りたいと思いますので、よろしく。総括質疑は市政全般にかかわるものとなりますので、よくご留意をいただきたいと思います。それでは質疑はありませんか。

はい、白石委員。

白石委員 それでは総括質疑をさせていただきたいと思います。

私は、葛城市が平成16年に合併をして8年たち、今日まで来ました。新市の建設計画が120億円になり、これから馬力をかけて、実際に事業化されたものもあり、これから実施していくものもあるということで、合併後の財政の推移、今後の財政の見通しについてお伺いをしてまいりたいと、このように思います。私は、葛城市の財政なり全国の地方自治体の財政の状況について、この間の推移を申し上げて、そのことに対して所見を述べていただきたいと、このように思います。

葛城市が合併したのは平成16年10月であります。この平成16年は、これは小泉内閣のときであります。小泉内閣といえばご承知のように三位一体改革で地方交付税の縮減、国庫補助負担金の縮減廃止、税源移譲、こういふことで構造改革路線に基づいて地方財政に対してはっきりとなたを入れてきた、こういふ状況であります。これはもう記憶に新しい、このよう

に思います。そのことによって国庫補助負担金が1兆3,000億円削減されました。地方交付税は5兆1,224億円、これは平成16、17、18年ですね、この3年間で、これだけの削減がされた。当然税源保証で3兆円余りの保証はされているけれども、差し引き大きな額の地方財源が失われたわけであります。そのことによって、平成16、17、18年が基礎になって地方財政計画が、そのまま平成20年まで続きました。その水準で平成20年まで続きましたから、これは本当に地方財としては大変な状況になり、全国の自治体で予算が組めない、予算を予定していた事業ができない、そういう財政危機が一挙に広がったわけであります。

そのときに、じゃ、葛城市はどうであったか、これを見てもみますと、葛城市も例外ではありませんでした。平成17年から平成20年の4年間、それまで積み立ててきた基金、これを毎年、大体3億6,000万円、これは平成18年ですけども、平成20年には5億1,400万円を取り崩す、こういうことをやって財源不足を補てんしなければ予算が組めない事態になった。それまでも当然、当初予算において財政調整基金積立金等から財政のバランスをとるために4億、5億円の財政調整基金を繰り入れていましたけれども、決算になれば、いつも全額繰り戻して、そして更に黒字を出すということがありました。ところが、この平成17年から平成20年の間は、額の多少はありますけれども、繰り入れた財政調整基金積立金は、多くは繰り戻すことができないで実際に基金の残高はどんどん減っていった、こういう状況になりました。

ところが、この地方財政が大変な状況になったということに対して、今でも思い出しますけれども、地方の反乱、これはもちろん自治体の首長だけではありません、地方自治体の住民の皆さんが怒りをかり立てて、その年の安倍さんだったでしょうか、安倍内閣のときの参議院選挙で自民党は大敗北をする、こういうことになりました。平成20年です。そして平成21年に麻生内閣が誕生し、これは大変だということで、地方交付税をふやさないかんというところで、地方財政対策を前年比1兆円の増額、臨時財政対策債も増額をする。更に当初は十数兆円の経済対策を打つと、平成20年度の一次、二次補正で、これをやる。これは、なぜやったかという、平成21年暮れに総選挙があったんですね。そのために麻生さんは頑張って地方財政対策で、地方に対する財源不足を補う計画を立てた。しかし、結局は負けてしまった。そんな中で、民主党が政権をとり、民主党も、その流れを継続して、鳩山内閣のときに1.1兆円の交付税の増額、臨時財政対策債も増額をする。更に自民党の経済対策を引き継いで雇用対策等、経済対策等を打ち出していったというのが、今日に至っているわけであります。

そういうことになりましたので、全国の自治体が一息をついて、何とか財政を持ち直し黒字になり、そして基金にも積み立てられると、そういう状況になりました。今思い出しますけれども、平成21年度は、本当に大変な状況で、予算を組めるのか、こういう状況であったものが、麻生内閣の財政対策によって、当初予算は8,008億7,000万円の基金を取り崩して歳入不足を補いましたが、決算では繰入金を全額繰り戻した上に、実質収税2億9,500万円の黒字としたということでありました。まさに地方の反乱によって、小泉さんの三位一体改革の手直しを迫られたのが平成21年だったということであります。

そんな中で、実際、この間、葛城市の臨時財政対策債を含む実質的な交付税は、平成20年

度、これ、幾らやったかと言うと、含んだやつですけども34億4,000万円、それが平成21年度には約5億円ふえて39億2,600万円であります。更に平成22年度は、46億4,990万円、平成20年度比で12億1,000万円近くふえた。平成23年度も臨時財政対策債を含む実質的な交付税は47億3,000万円。実に12億9,000万円余り、平成20年度から比較すると、やっぱりふえていることになります。こういうことになりました。ですから、葛城市はもとより、全国の地方自治体でも財政が改善し黒字化をいたしました。剰余金を財政調整基金などに積み立てができるぐらいに、やっぱりなってきた。これは皆さん、最近の新聞で見たらわかると思いますけれども、何と御所市が41年ぶりに実質収支が黒字になった。もちろん、上牧町も、大和高田市も。大和高田市も今年、平成23年の決算の実質収支が黒字になっているはずですよ。そういうふうに改善をしてきた。

私は、本当に言いたいのは、これだけ皆さん、頑張って、行財政改革やと言ってやっているながら、国の財政計画によって地方自治体の財政が本当に大変な状況になる。残念ながら、地域主権や地方分権と言いながら、実際には国のさじかげんによって地方財政が本当に左右されてきたというのが、この8年間の実情であると思います。そういう意味で、これが私の認識でありますけれども、それが葛城市の実態だというふうに思っていますが、財政当局については、平成16年から平成27年までの推移並びに平成21年からこの決算、平成23年までの推移について、どのようにご認識されているか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

寺田委員長 はい、山本課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまの白石委員のご質問でございます。平成16年度から3カ年度、平成18年度については仰せのように三位一体改革による影響として、葛城市におきましても交付税、また国庫県負担金削減に伴う影響が色濃く出たわけでございます。全国的にも記憶には、平成19年3月には夕張市が財政再建団体に指定されたわけでございます。この間、平成16年度から平成20年度まで、実質的な単年度収支、これはご指摘いただいておりますように赤字の連続でございます。平成19年度につきましては3兆円規模の税源移譲、また定率減税廃止、ツバキナカシマ等の解散に伴って、一時的には単年度、若干の黒字が出たわけでございますが、通して見れば、平成20年度まで単年度実質収支は赤字でございました。

今、ご承知のように、自民党の最終ぐらい、平成20年度後半ぐらいから、国の方では、こういった事情を受けて地域活性化の、まず臨時交付金、これが平成20年度から平成23年度まで措置されてきております。葛城市においては5億4,800万円余り、これにより財源振替で助かっておるところでございます。また平成21年度からは緊急雇用の創出事業ということで、平成21年度から平成23年度まで約1億7,200万円余り、こちらについても財源振替で助かっておると。加えて、ふるさと雇用の再生特別基金事業、こういったものを平成22、23年と葛城市においては8,300程度を含めまして約8億円ほどが一般財源から特財に回せる財源で支援を受けたと、こういう内容でございます。

また、地方交付税に至りましては、ご指摘のように平成合併前後から疲弊しきっておった

わけでございます。平成11年度、ピーク時48億7,800万円あった地方普通交付税でございますが、平成18年度では22億2,200万円と半分以下になった状態でございます。以降、右上がりに上がってきて平成23年度については33億8,300万円と、こういうふうになってきたわけでございます。この中で、特に平成21年度からの交付税に至っては1兆円規模の、毎年、地域雇用創出の推進関係の費用ということで、特別枠が設けられたわけでございます。葛城市に至りまして約8,000万円から1億円の間で特別加算による基準財政需要額として参入されておるわけでございます。加えて、臨時財政対策債についても4億円台、3億円台まで減った分が、現在7億円台まで盛り上がったと、こういうことがございます。これは国の施策による地方財政の持ち直しの1つの要因でございます。

もう一つは、葛城市独自の行財政改革の努力と、こういうものがございます。理事者以下、まず人件費の削減に取り組んでまいりました。一般会計ベースでございますが、平成17年度、27億8,000万円余りあった人件費を26億2,800万円と、今に至っては1年間で1億5,000万円ほど財政を助けてもらっていると、こういう内容。また、旧新庄町、旧當麻町、それぞれ公債費に対する対策でございます。繰上償還をしたり、また利率等の見直し、それと交付税参入のない資金手当は借らないとか、これは旧町の時代から両町とも公債費対策に取り組んできたわけでございます。これが、こういったものも功を奏してか、平成17年度、毎年約16億円近く公債費を支払っておったんですけれども、現在、平成23年度末では12億円台と、12億400万円ということで3億9,400万円、約4億円助かってきたと、こういったものでございます。平成21年度以降、財政状況の取り占める構造的な内容の中で、よき内容になっておる大きな原因は、国の施策、それと、もう一つは葛城市独自の行財政努力といった面、この2つが相乗的に効果をいたして現在に至っておるかなと、このように思っております。

以上でございます。

寺田委員長 はい、白石委員。

白石委員 ありがとうございます。

寺田委員長 白石委員、簡単をお願いします。明瞭に。

白石委員 はい。財政課長の方から、大変詳しい内容でご答弁をいただきました。本当に財政状況、厳しい中で、理事者を始め職員が一体となって、この行財政改革に取り組んできた成果も、あわせてご説明をいただいたわけであります。今はそういう政府の財政対策によって、基金も改めて積み増しをして、この新市の建設計画の執行に向けているわけであります。しかし、東日本大震災に対する復興財源、あるいは厳しい経済情勢の中で税収等を見込めない、こういうような状況の中では、より財政運営を、当局を含めて、しっかりとひもを締めて取り組んでいただきたいということを述べて、この点については終わっておきたい、このように思っています。

寺田委員長 ほかにございませんか。

はい、西井委員。

西井委員 総括質問ということで、全体についてということですが、また来年度から特例債を使った大きな事業の中で、道の駅、給食センター、尺土駅前とか、いろんな事業が入札されるわけ

でございます。試行的に最低入札価格でやられていること、また、その原因というのは下請問題とかということで、そういうふうな改善を図られたというふうに私も理解しているわけですが、ただ下請にお金を払うのと、入札価格は安かったらどうやというの、これはちょっと因果関係は別の問題やと、これは一般市民の感覚ではそうやと思います。もちろん試行錯誤的に入札制度を現在やられているわけですが、今後、大きな事業がメジロ押しの中で、やはり一般住民の意識のある形の中の、また公平性のある入札方法を早急に考えてもらわねばならないんじゃないかなと。もちろん事業自身が大きくなれば、1%でも2%でも大きな金額になるわけです。その辺で今後、考えますというふうな形で本日、入札制度の話も出ていたわけですが、本当に大きな問題が、これから入札という問題が、いろいろ出てくるのに、考えますじゃなく、ほんまに真剣に考えてもらわねば、市民全体の税、またそれを、やはり大事に使うという意味では、やはり市民の感情としては安くてええもの、これが市民の感情やと思いますので、どのように思われるか、もう一度、ちょっとその辺について難しいですが、返答をお願いしたいと。

寺田委員長 はい、副市長。

杉岡副市長 先ほど入札制度につきます議論の中でも申し上げているとは思いますが。適正な価格で適正な執行ということに関しましては、そのレベルがどこにあるかというのは、いさかばかり知れるところがございます。しかしながら、我々自身も今、一応おっしゃっていただいておりますように、やはり貴重な税金、財源自身を、やはり適正な価格で執行できるように、最少の経費で最大の効果を上げるために、いろんな制度に取り組んでおるわけでございます。今おっしゃっておられる部分につきましては、最低制限価格の運用のあり方というふうな受けとめておるわけですが、公共事業というものにつきましては、一度つくりますと、やっぱり何十年、適正に運用をしていく中におきまして、やはり確実に堅実なものをつくっていききたい、これは当然必要なところでございます。したがって、その辺との整合性を十分加味しながら適切に運用をさせていただきたい、このように感じております。

以上です。

寺田委員長 はい、西井委員。

西井委員 副市長から答弁をいただきましたが、大きな事業がメジロ押しということも含み、住民感情も含み、やっぱり慎重に早急に考えてもらって、確かに業選及び入札制度というのは、いろんな面で全国的にもやっぱり改革するのは、かなり難しいと、非常に難しい知識を使いながら考えていかないと問題が起こるといふことがあるといふのも私も理解できますが、やはり住民にも、なるほど、そうやなと考えられるようなこと、住民視線に立った、考え方も含めて、早急な形で考えてもらいたいといふことを希望いたしまして質問を終わります。

寺田委員長 はい、ほかに。

はい、白石委員。

白石委員 引き続き総括質疑をさせていただきます。

テーマは、新市の建設計画と、それに伴い6月に策定され、お示しをいただいた財政計画についてお伺いをしてまいりたいと、こういうふうに思います。

新市の建設計画についてはご承知のように、新庄幼稚園の建設事業や学校給食センターの事業費の、これらに変更追加をされて、それと合わせて200億円の事業費になりました。行財政改革特別委員会等で、やはり財政計画を示すべきだと、こういう合意に至り、6月にお示しをいただきました。この財政計画では、地方債の残高は平成26年度には207億円になると、こういうことであります。公債費は、平成27年度には、それまで大体10億、11億、13億円だったものが16億3,900万円ということで、平成17年度からふえてまいります。平成17年度は16億円になりました。じゃ、平成28年度以降はどうなるかといいますと、平成28年度は19億3,400万円、平成29年度は20億円、大体19億円から20億円の公債費を予定をされているわけであります。平成27年度からは当然、地方交付税普通交付税の算定がえが、そこから5年間かけて90%、70%と5年間かけて減るようになります。そういうことですから当然、財源不足が生じてくるわけであります。

そこで歳出を見てもみますと、平成17年度の普通建設事業、これが4億9,700万円になっています。平成26年度が48億3,900万円。これは比較にならない。これは新市の建設事業を実際にやっているわけですからね。大体、平年ベースで普通建設事業というのは12億円程度ではないのかというふうに思うんですが、それが平成27年度には4億9,700万円、半分以下になるわけですね。その後、平成28年には7億4,000万円、平成29年には4億1,800万円、平成32年度には3億7,400万円、こういうふうに普通建設事業が大幅に減らされていると。これは、そういうふうに財政のバランスをとるために、これはせざるを得ないというふうに思います。

それと、もう1点、歳入不足、財源不足を補うために平成27年度から基金の積み立てと基金の取り崩しが、その額が、基金の、それまでは積み立てが多かったんですけども、この年から逆転をして取り崩しの方が上回る、そういう転機になっています。平成28年には4億9,000万円の基金の取り崩し、更に平成29年には7億4,000万円、その後、7億円から5億円を超える基金を取り崩して財源の不足を補っていく、普通建設事業を下げる。その一方で、財源を補う基金を取り崩していくと、こういう形になっています。

その結果、基金の残高は、ちょうど普通交付税の算定がえが全くゼロになる平成32年には、一応、平成26年には39億円は予定されておりますけれども、それが9億5,900万円に減ってくると、こういうことになるんですね。この調子でいきますと、毎年、平成27年から平成32年まで、多いときで7億円、少ないときで3億円繰り入れをしていたわけですから、平成33年以降は9億5,900万円の基金が、もう枯渇をしてしまって、財源不足が、やはりまた再び出てくると、こういう財政計画になっております。

この点、私は、この財政計画そのものが、これは10年先のことを、これはだれもが予想できない、先ほどお話をした政府の財政計画がどうなるかわからない、経済がどうなるかわからない。ですけれども、出されたこの財政計画からすれば、そのようになっていく。そうじゃないですか。課長、お伺いしたいと思います。

寺田委員長 はい、市長。

山下市長 まず私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

この議会にお示しをさせていただいた時点では、平成22年度の決算額と平成23年度の当初予算額におきまして数字を計算したものを皆さんにお示しをしているということは、ご承知いただいておりますけれども今、決算の認定を、これからでございますけれども、平成23年度の決算をする時点で、今年の3月議会のときに補正予算で提出をさせていただきましてけれども、約8億円の基金の積み立てを、その時点からさせていただいておりますし、更に今回、実質収支額として7億8,614万円の実質収支の黒字を出させていただいております。その分で、大体15億円ぐらいプラスに変わっている部分というのがあると。これから先のことというのは、なかなか読みにくい。これから消費税がどういうふうな形で増税になるのかということもわかりませんし、また5年間の新市建設計画の延長というところも含めて、それを今、新市建設計画がメジロ押しというところがございますけれども、どういう形で、この事業の進捗を図っていくのかということ、しっかりと皆さん方と議論をしていながら計画を立て直していかないといけないところも出てくるというふうに思っておりますので、出させていただいた時点とはプラスに大体15億円ぐらいは変わっているんだということと、またこれから先のことは、白石委員がおっしゃったように、不透明なところが多いので、出した時点では確かにそう書いてありますけれども、これからどのような形になるか、しっかりと議会の皆さん方と議論をさせていただきながら、皆さんから預かる大事な財源、これをどうやって有効に活用していくのかを考えて進んでまいりたいというふうに思っております。

白石委員 課長、ありませんか。

寺田委員長 いや、課長、もうええで。もう市長が答えた。白石委員は、それに対して何かありますか。

はい、白石委員。

白石委員 何で課長はええねん。私は課長に聞いたんだよ。

寺田委員長 課長、答えさす。

はい、課長。

山本総務財政課長 ただいま白石委員のご質問にお答えいたします。

市長が今、申されたように、6月に出させていただいた財政計画の中、平成32年度末の基金9億9,500万円と、こういうことでございます。このときの条件といたしまして、平成23年度につきましては、年度末の3月補正の時点での現計予算額、また平成24年度につきましては当初予算ベースの額を入れております。以降についてはシミュレーションということで、それぞれの条件に基づいた年次的な額の推移でございます。そんな中で、市長が今、申されたように、まず平成23年度につきましては、今予算で、普通会計ベースでございますが、財政シミュレーションがそういう形ですので、平成23年度の形式収支につきましては8億7,393万円と、こういう形になるわけでございます。これを平成24年度、当初予算ベースでは1億6,700万円で見込んでおるわけでございますが、この決算に伴って、この8億7,300万円との乖離、7億600万円、これが新たに前年度よりの繰越しという形であらわれると。加えて基金の積み立てがふえてくると。こういうことに伴いまして、平成23年度決算をとって9億

5,900万円が机上な数値でございますが、あと15億円ほど足し込んだ額と、24、25億円に、まず変わると。それとあわせて、先ほど来、今後の見通しの中で、これはまず地域主権戦略の全容がまだ見えておらない。また地方交付税制度についても、抜本的な見直しも総務省の方が考えておられると。それと、消費税の改革に伴う地方財政への影響等々が、まだ実際に見込めない。また医療保険制度の改革、国保のですね。この財政計画上が、特別会計は現状の制度が維持されるという条件でございますが、国民健康保険についての広域化、また先ほど来、論議に出ておりました消防の広域化等々が、このシミュレーション期間中にいろんな影響が出てこようかと思うわけでございます。

今後、合併特例債の延長等を踏まえた中で、こういったもろもろをきちっと見極めた中で、財政計画を新たに見直していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。

寺田委員長 もう言うたやろ。

白石委員 いや最後や。

寺田委員長 もう最後やな、簡単に。

白石委員 総務財政課長からも市長からもご答弁をいただきました。

市長が言われたように、地方は不透明なところが多いというふうなことを言いましたし、また課長は、その具体的な内容について、今後の国の施策の推移等も予想しながらお話をいただきました。私は、これはもう当然な話だと思うんですね。

ところが私は、何でこういうことを言うかという、今も、これからも葛城市の財政は全く心配ない、赤字なんかにはならない、こういうことを口だけで言うんだっただけですけども、文章にまでしてこういうことを言われると、これは、やっぱり私たちが持っている資料、私たちが平成16年から予算や決算を審査してきた、その内容そのものが全く反映されていない。財政当局はどういう考えを持って財政運営をしてきたのか、どういう考えを持って財政計画を立ててきたんだと、このことを、やっぱりはっきりさせなきゃならない。私たちの認識が間違っているのか。それやったら指摘してくれたらいいですよ。それこそ、ほんまに先はわからないというのは、これは本当なんです。地方財政計画によって、国の経済対策、消費税と社会保障の一体の改革によって、どう変わるかわからない、そういう状況にあるということを、やっぱりきちっと踏まえた上で、やはり発言をしてもらわないと、私たちが議論していることと全く違う内容が出ていたんでは、これは困るわけね。そういう意味で取り上げさせていただきます。

以上であります。

寺田委員長 わかりました。だから練り直してやるということで、そういうことでお願いしたいと思います。はい、溝口副委員長。

溝口副委員長 総括質疑なので、2点お聞きしたいと思います。

1点は、この決算書の中で非常に危惧するところは、繰越の金額が平成22年から平成23年、平成23年から平成24年と、非常に、これこそいい表現じゃありませんが、繰越金が継続され

ているという見方ができると思いますが、ぜひとも、この繰越金のどこかで、ある程度の精算をするような事業展開をしていただきたいと思います。その点をどう思われているのかをお聞きしたい。

それと、もう一つ、実は、人件費について、ちょっとお聞きしたいんですが、現在、平成23年度19.8%、20%の人件費を費やしているいろんな事業を展開されています。これが平成24年度、平成25年度の職員採用によって、要するにベースの出費が膨らむという点を、先ほど言われた行財政改革特別委員会に示されたシミュレーションの大きな修正をしなければいけないと私は思うんですが、その点をどう思われているのかをお聞きしたいと。

寺田委員長 2点。市長。

山下市長 繰越しのことにつきましては、国の制度の分等につきましては、これはいたし方のない部分でございますけれども、それ以外のところを、しっかりと事業を進捗できるように努力をしてみたいというふうに思っております。

寺田委員長 その後、2点目。

はい、市長。

山下市長 人件費等につきましても、今、皆さん方にお示しをしております財政シミュレーションで、これはいろいろと見直した中で、お示しをさせていただいているものですが、また今年度、出させていただくときには、今後の考え方を踏まえて、また、そのときには5年間の新市建設計画の延長等も含まれているかどうかというのは、ちょっと明言はできませんけれども、いろいろと考慮して、人件費等をどういうベースで推移をしていくべきなのかということも踏まえて、考えていきたいと。

寺田委員長 はい、副委員長。

溝口副委員長 答弁いただきまして、1つは、繰越しの状況について、やはりきちっとした事業を、その年度で、行政の会計というのは単年度の予算で成り立っているというのが特徴でありますし、また、それを有効に便宜的に使われてきた言葉でありますので、ぜひとも、その点は重々お願いをしたいと思えます。

それともう1点、人件費の件につきましては、やはりベースにある歳出がふえるということは、これは必ずどこかで消えるものではありません。例えば、普通建設費が、どこかで少なくすれば財政は上向きますよというものではありませんので、その点も十分財政計画の中で検討をいただき、修正をし、議会の方へ示していただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

寺田委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

はい、白石委員。

白石委員 認第1号の平成23年度一般会計の決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成23年度の一般会計の提案では、歳入において市税収入の減額を予測し、地方交付税も

大幅な増額が期待できないなど、一般財源の安定的な確保は困難であるとして財源不足を補う財政調整基金の積立金から4億7,000万円を繰り入れ、収支の均衡を図ったところであります。ところが、本決算では国の地方財政計画による地方交付税の0.5兆円の増額、あるいは前年度より臨時財政対策債は2億890万円減っておりますが、普通交付税で3億1,800万円の増収となっております。国の地方財政計画や経済雇用対策により、本決算は財政調整基金積立金から繰り入れていた4億7,000万円を全額基金に繰り戻すとともに、合わせて8億999万円を財政調整基金に積み増した上に、実質収支で7億8,614万円の黒字決算となっております。

小泉構造改革の三位一体改革以来、厳しい財政運営が強いられてきましたが、昨年引き続き一息着ける決算となりました。多くの自治体で財政状況が改善をし、財政調整基金や特定目的基金がふえています。しかし市民の暮らしや、事業者の経営は長引く不況の中で大変な状況であることは全く変わりありません。平成23年度の個人市民税の調定額は14億6,250万円、前年比でマイナス2.2ポイント、3,282万円の減収になっています。勤労者などの特別徴収では前年比マイナス2.6ポイント、2,875万円の減額となっています。個人市民税の減収額の87.62%を占める減額であります。地域経済の低迷、厳しい雇用環境の広がりによって市民の所得は落ち込み、依然として苦しい生活や経営を余儀なくされていることを、この市民税の状況から見ても証明されていると思います。

固定資産税は土地で7億6,734万円、前年比マイナス1.13%、873万円の減少になっています。地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格は平成5年から19年連続して下落をしているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されているとは言えません。これは平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで地価公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。更に平成9年の評価がえのときに導入した負担水準の制度も、地価が下落しても固定資産税が下がらない原因となってまいりました。事前調整にもかかわらず、高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いている、そういう状況であります。現行の課税制度は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題であります。平成23年度も防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担は133万円であります。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規程は、税外負担を解消する趣旨で、法第226号により地方公共団体は寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない、この規程が加えられたのであります。この法律の趣旨、目的は元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきものとして、直接または間接を問わず割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない、このように解されているのであります。どうしても費用を徴収ということであるならば、地方自治法228条の分担金等に関する規則及び罰則の規定に基づき条例に定めるべきものであります。また国の補助事業、起債事業に関係者から寄附を徴収することは事業の趣旨に反すると考えます。何よりも住民の安全や健康、福祉を保持することは地方自治体

の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望と合わせて計画的に整備されるべきであると考えます。

次に、住民の安全、防犯についてであります。防犯灯の設置について、平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置には、市が全額負担する改善が実施されました。評価できるものであります。しかし旧當麻町では全額公営負担でありました。防犯灯の設置や周囲に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く負担は低くの合併時の約束をないがしろにするもので認めることはできません。市民の安全を守ることは市の仕事であります。児童生徒等の通学路、通勤や買い物道路、大字間の道路等は無条件に市の責任で設置をすべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。平成18年10月、自立支援法が施行されて5年が経過しました。サービスの利用料は、それまでの収入に応じた負担方式を変えて、ほとんどの人が無料でサービスを利用できたものが、自立支援法によって、障がいを自己責任とする立場から、サービスや公費負担医療に原則1割の定率負担を押しつけたものであります。葛城市では非課税世帯の利用料の免除などにより、その負担率は0.5%程度の負担に抑えられているということですが、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担と言わなければなりません。自立支援法によって障がい者の負担の増額は7億円程度だと言われていています。その一方で国の負担は350億円程度減額になっているということでもあります。今、国は、多くのサービスが必要な重度の障がい者ほど負担が重くなる、応益負担に対する障がい者家族、サービス事務所等の批判を受けて改正を余儀なくされ、応益負担等の導入を検討し進めております。国の財政優先、障がい者の自立を妨げ人権をないがしろにする障がい者施策、これを追認する行政については認められないものであります。さらなる市独自の障がい者と家族、事業者に対する支援の拡充を求めるものであります。

次に、事業系ごみ手数料の引き上げについてであります。事業系ごみの持ち込み量が10キロ100円から150円に値上げする改定が実施され、経過措置として現在130円とされていますが、市内の事業者や収集事業者の要請、議会の決議により当分の間、130円を継続することとなったところであります。この点も見直すべきであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在、有線放送の地域ではトランペットの購入で3,990円、更に軒下から室内への配線や設置工事が1万2,000円から1万5,000円の市民負担となっています。一方、防災無線の地域ではトランペット約3万円は無償対応であります。住んでいる地域によって、これほど負担が異なっていることは、著しく均衡を欠き、公平の原則からも認めがたいものであります。本日の議論の中で、トランペットを軒先からの配線工事費を含めて一戸当たり2万円、30戸とすれば140万円あれば解決できるということでもあります。早急な改善を求めるものであります。

次に、都市整備基盤、あるいは新市の建設計画についてであります。20年来の懸案だった街路事業の新庄駅前通り線が平成24年度において完了がされるということでもあります。現在、平成25年の竣工を目指し、尺土駅前周辺整備事業が進行中です。新たに国鉄・坊城線が公金事業として着手されることになっています。更に、幼稚園の建設や給食センターの建設が、

計画が決まりました。これらの総合計画に基づいた事業等に基づき都市基盤整備が行われるわけですが、これは、やるべきことはやはり私はやるべきだと思います。しかし市民の身近な集落内の道路、通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備、公共施設の耐震化やバリアフリー化などを、これらも、おくれを取り戻して実施しなければなりません。生活に密着した事業計画優先に切りかえる必要があると、このように思います。

先ほど申しましたが、何よりも新市建設事業においては、このまま、この事業実施をしていけば、平成32年以降の財政に大きな不安が残されていることが、財政計画からして明らかであります。普通交付税の1本算定や合併特例債の償還、今日の社会経済情勢などを改めて織り込んだ財政計画をつくり、着実な新市建設計画に改めるべきであります。

今、大規模災害に備える、そういうことで奈良県市町村相互の広域化を進める協議会が活発に活動をされ、広域化に向けて推進されています。この間、住民や議会を協議の場から外して進められてきたところではありますが、本委員会等で、あるいは所管の委員会で議論をされていることは歓迎するものでありますけれども、全国では消防本部に必要な、討議に必要な協議会を設置した地域は本当に8%、10%程度にとどまり、現実に進捗しているのは8%という状況であります。現時点では奈良県は突出していると言わざるを得ません。財政の分担や財産の取扱いなど、奈良市や生駒市など、規模の大きな自治体は既に抜けてしまいました。本市消防署の実態は、救急出動等の増加により、非番職員の非常召集が常態化し増加する傾向にあります。職員に過重な負担がかかっていると思わざるを得ない状況であります。今やるべきことは、市民の生命、財産を守るという、第1位の任務を全うすべく、消防職員の大幅な増員、質の向上など、消防力の充実強化を図る、そのことに一番留意をすべきであります。基準財政需要額の消防費の規模からして、財源は確保できると考えます。東日本大震災の教訓からしても、地域のコミュニティに精通をし住民の顔が見える消防署こそが今求められていると考えます。更に大規模災害に備えて、近隣広域消防と連携協力を進め、人材、機材の交流や流通、共通の訓練等に取り組むこと、地域防災計画の周知徹底と見直しを早く進めるべきであります。

消費者相談等の事業の充実、磐城第2保育所の建設、緊急雇用創出事業など、評価できる事業が多々ありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

以上であります。

寺田委員長 ほかに討論はありませんか。

はい、辻村委員。

辻村委員 それでは、決算特別委員会におきまして付託されております認第1号、平成23年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成23年度一般会計につきましては、歳入総額141億1,870万2,000円に対して、歳出総額132億4,887万円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いて実質収支は7億8,614万5,000円となり、大幅な黒字決算となっております。歳入面での財源確保といった面につきましては、市民から徴収する市税の収納率を改善し、税負担の公平性の観点からも理解を求められ、市税確保に取り組まれている点を評価するとともに、国から地方への財源措置であ

る普通交付税や特別交付税についても当初予算額より増額であったことなども、これらの要因であります。

また歳出面につきましては、新市建設計画事業の磐城小学校、新庄小学校校舎の耐震補強・大規模改造工事、新クリーンセンター建設事業、磐城第2保育所整備事業、国鉄・坊城線整備事業などにも着手され、また新たに地域活性化交付金や緊急雇用創出事業交付金をうまく活かされ、小中学校教室の扇風機購入事業、乳児家庭全戸訪問事業、防犯灯設置状況調査事業、高齢者世帯台帳整理事業、安心子育て相談事業、公有財産管理台帳デジタル化事業、5カ国語によるホームページ製作事業などを執行され、前向きで活発な市政運営には高く評価をいたすものであります。

しかしながら、これまでからも指摘されているように、年々繰り越し事業がふえることは望ましくなく、やはり単年度の事業完了に努めていただくことを求めていると思っております。

今後、より一層、行政サービスの向上に向け業務に取り組んでいただくことを期待するものではありませんが、混迷の続く社会経済状況の中、国内経済は更に悪化をたどることが予測され、市当局は市民生活の安定を図るため行政事務事業をより精査され、新市建設計画に伴う多くの事業の執行を含めた中で安定した健全な行政運営をされるようお願いいたします。

以上のことから、本決算においては認定すべきと判断できる内容であると申し上げておき、賛成討論とさせていただきます。

寺田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

寺田委員長 起立多数であります。よって認第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

本日は、これにて委員会を終了いたします。あした、21日金曜日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

本日はご苦労さんでした。

延 会 午後6時08分